

岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編)

岡垣町

はじめに

近年、地球温暖化に起因する気候変動により、世界各地で記録的な熱波や大規模な森林火災、洪水などの異常気象が多発しています。国内においても、平均気温の上昇や記録的な大雨、台風などによる被害、農作物や生態系への影響が観測されるなど、気候変動問題は世界全体の喫緊の課題となっています。

こうした状況を背景として、2015年に合意されたパリ協定において、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するとの目標が示されました。また、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5℃特別報告書」では、この目標を達成するためには、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現する必要があるとされています。

わが国においては、これらの国際的な動向を踏まえ、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、野心的な目標の実現に向けて、国・地方公共団体・事業者および国民の基本的な役割や、目標達成のための対策・施策などを明記する「地球温暖化対策計画」が2021年10月に閣議決定されました。

こうした社会的動向を踏まえ、このたび本町では、2024年度から2030年度までを計画期間とする「岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。この計画は、国県の目指す方向性と足並みを揃え、「2050年度に本町の温室効果ガス排出の実質ゼロ」の目標を達成するべく、本町の持つ自然的・社会的な特性を踏まえ、行政・住民・事業者がそれぞれの役割に応じて、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していくことを目的に策定するものです。

先人から受け継いできた本町の豊かな自然環境を次の世代へと引き継いでいくためには、行政・住民・事業者が一体となって、本計画に取り組むことが必要不可欠だと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、熱心なご審議とご意見をいただきました岡垣町環境審議会の皆様をはじめ、ご協力ご提言をいただきました多くの皆様に心より感謝を申し上げます。



令和6年1月

岡垣町長 門司 晋

目 次

第1章 区域施策編策定の背景、基本的事項	1
1. 区域施策編策定の背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	2
2. 地域の特徴	21
(1) 自然条件	21
(2) 経済条件	23
(3) 社会条件	29
3. 計画の基本的事項	34
(1) 計画の位置付け	34
(2) 計画期間	34
(3) 対象区域	34
(4) 対象とする温室効果ガスと部門	35
(5) 計画の推進体制	35
第2章 温室効果ガス排出量の現況推計	36
(1) 推計方法	36
(2) 温室効果ガス排出量	38
(3) 二酸化炭素吸収量	39
第3章 温室効果ガス排出量などの将来推計および削減目標	40
1. 温室効果ガス排出量の将来推計	40
(1) 推計方法	40
(2) 推計結果	41
2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル	42
3. 温室効果ガス排出量の削減目標	43
(1) 目標設定の基本的な考え方	43
(2) 削減目標	44
(3) 部門別の削減率および指標	45
(4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョン	47

第4章 温室効果ガス排出削減などに関する施策・対策・指標	48
1. 施策の体系	48
2. 部門別の施策・対策・指標	49
(1) 産業部門、業務その他部門	49
(2) 家庭部門	51
(3) 運輸部門	53
(4) 廃棄物部門	55
(5) 温室効果ガス吸収源	57
第5章 区域施策編の実施および進捗管理	59
1. 実施	59
2. 進捗管理・評価	59
3. 見直し	59
資料編	60
1. 計画策定の経緯	60
2. 岡垣町環境基本条例	61
3. 用語集	63

第1章 区域施策編策定の背景、基本的事項

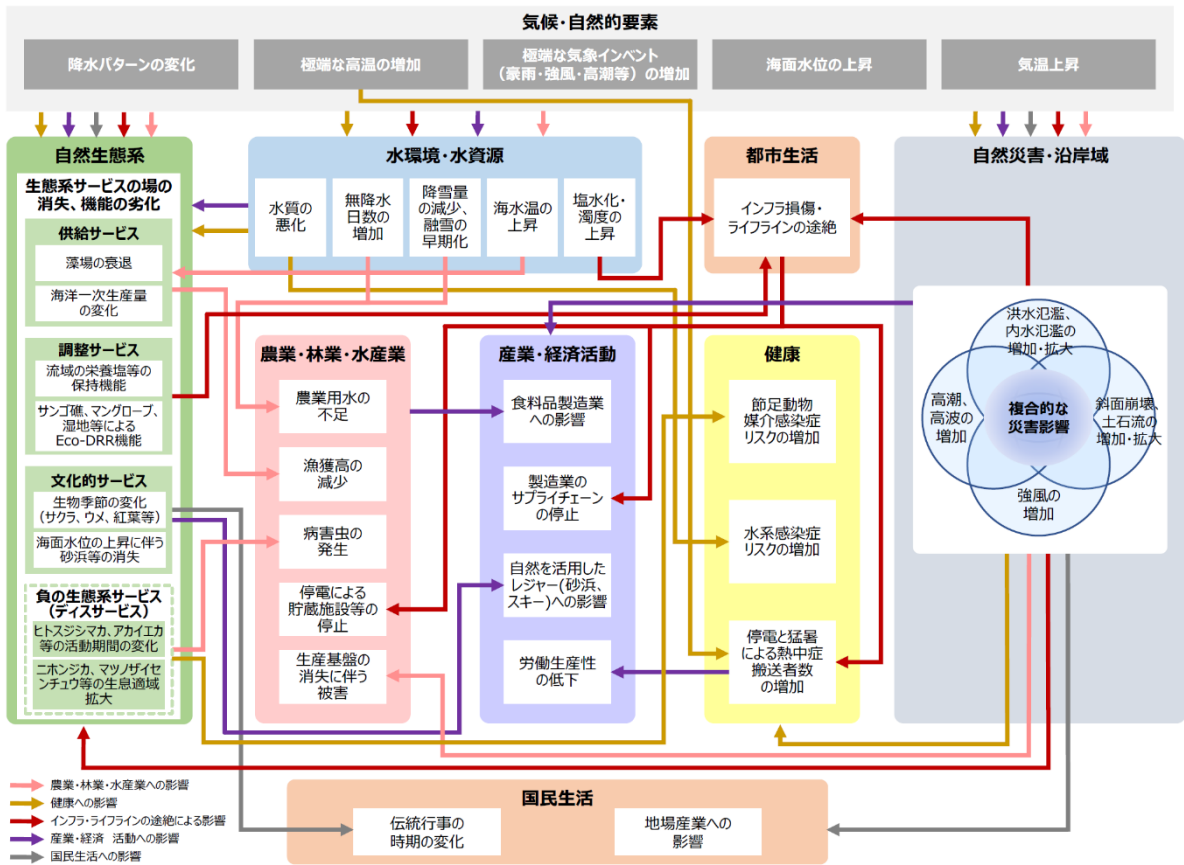
1. 区域施策編策定の背景

(1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

今後、地球温暖化の進行に伴い、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活といったさまざまな分野に影響を及ぼすことが予測されています。

また、自然生態系とそれらを基盤とする人間社会の活動は、互いにさまざまな影響を及ぼし合いながら複雑な相互依存関係の下で成り立っていることから、分野・項目を超えて気候変動が連鎖することが指摘されています。例えば、気候変動に伴う降雨パターンの変化や気温上昇は、生物の分布・個体群や生物季節を変化させ、生態系サービスを通して農業・林業・水産業などの他分野に連鎖すると言われています。ある影響が分野を超えてさらに他の影響を誘発することによる影響の連鎖や、異なる分野での影響が連続することにより、影響の甚大化をもたらす事象を「分野間の影響の連鎖」と呼びます。



資料：気候変動影響評価報告書、環境省

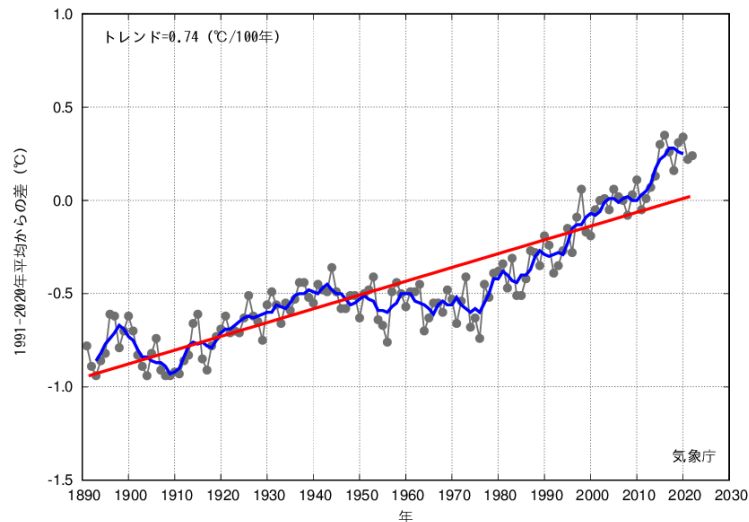
図1 分野間の影響の連鎖の例

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

1) 世界の動向

① 世界の年平均気温

気象庁の報道発表資料によると、2022年の世界の年平均気温偏差（1991～2020年の30年平均値を基準値とし、平均気温から基準値を差し引いた値）は+0.24℃で、1891年の統計開始以降、6番目に高い値となっています。世界の年平均気温は、長期的には100年当たり0.74℃の割合で上昇しています（図2）。



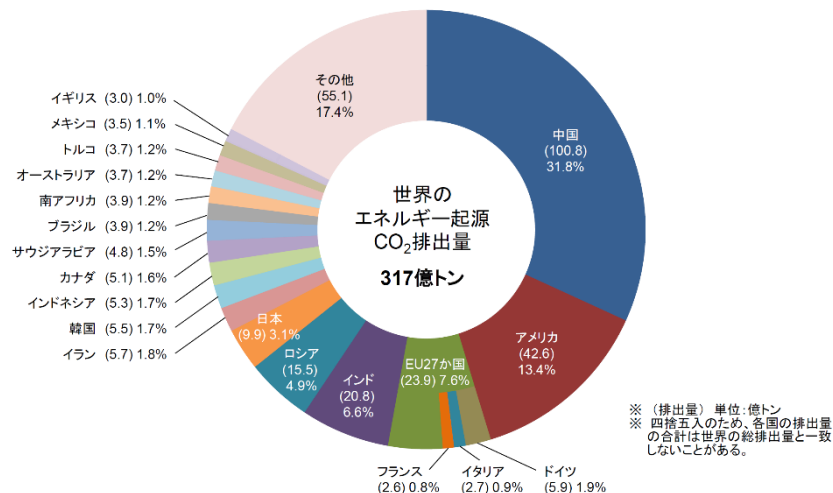
細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均、
直線（赤）：長期的な変化傾向、基準値は1991～2020年の30年平均値

資料：気象庁ウェブサイト

図2 世界の年平均気温偏差の経年変化（1891～2022年）

② 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量

2020年の世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量は317億t-CO₂で、中国・アメリカ・EUで全体の52.8%を占めています。日本は3.1%で第6位となっています（図3）。



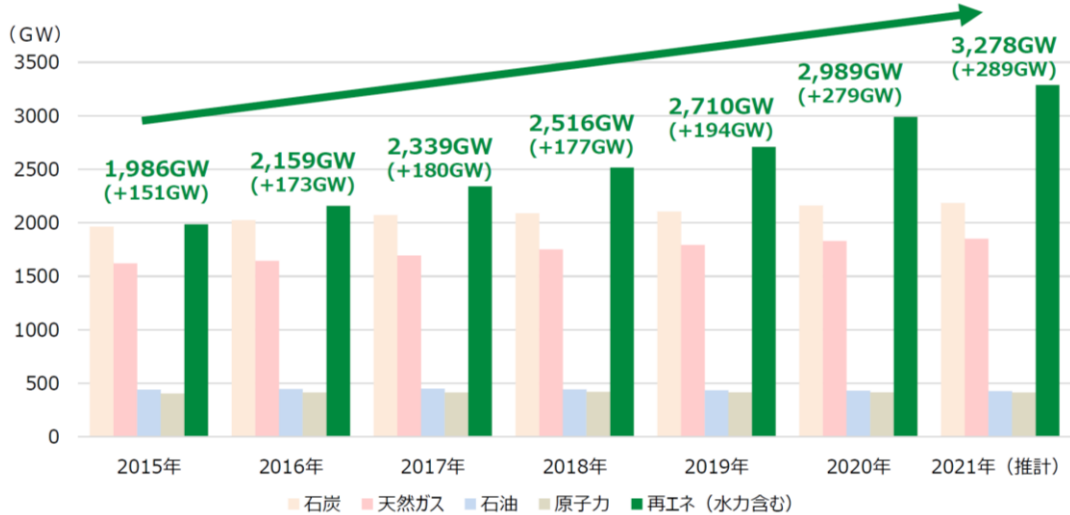
※（排出量）単位：億トン
※ 四捨五入のため、各国の排出量の合計は世界の総排出量と一致しないことがある。

資料：国際エネルギー機関（IEA）「Greenhouse Gas Emissions from Energy」2022 EDITIONをもとに
環境省作成

図3 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2020年）

③ 世界における再生可能エネルギー導入状況

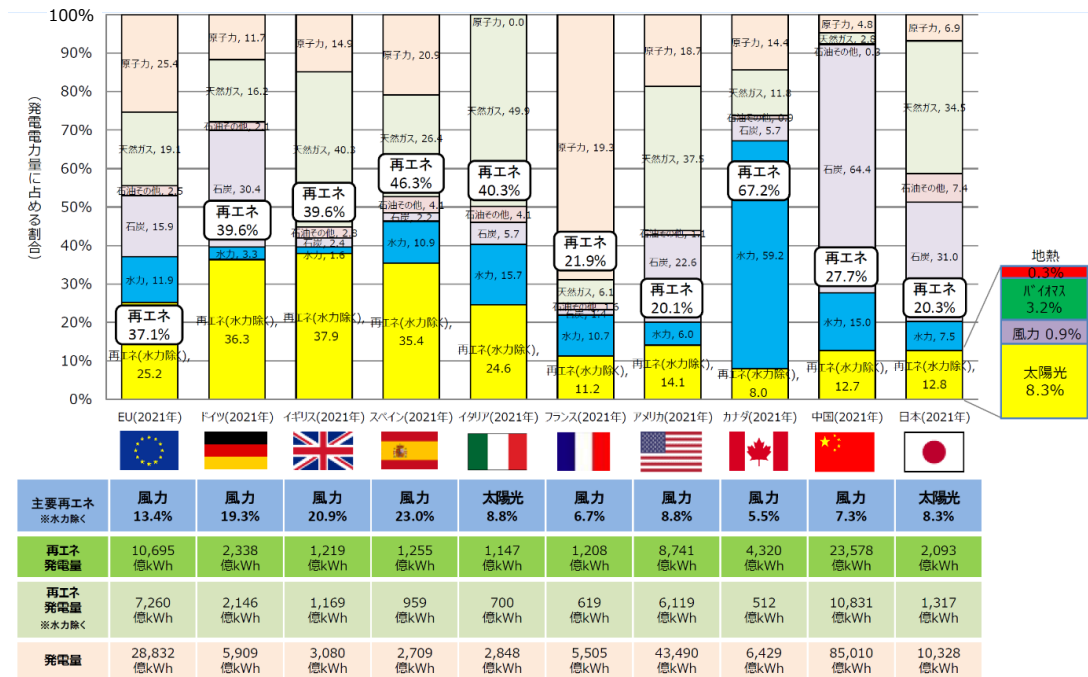
世界の再生可能エネルギー発電設備の容量（ストック）は、2015年に約2,000GW程度まで増加し、最も容量の大きい電源となりました。その後も増加を続け、2021年には約3,300GWとなっています（図4）。



資料：IEA「World Energy Outlook」2017～2022年度版をもとに資源エネルギー庁作成

図4 世界全体の発電設備容量（ストック）

資源エネルギー庁が作成した資料によると、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合が最も高いのはカナダ（67.2%）であり、次いでスペイン（46.3%）、イタリア（40.3%）となっています。これに対して、日本は20.3%にとどまっています（図5）。



資料：IEA データベース、2021年度エネルギー需給実績（確報）をもとに資源エネルギー庁作成

図5 世界の再生可能エネルギーの発電比率

④ IPCC の報告書

2018年10月に開催された第48回気候変動に関する政府間パネル（IPCC）総会において、IPCC「1.5°C特別報告書」の政策決定者向け要約が承認されるとともに、特別報告書本体が受諾されました。特別報告書では、①工業化以降、人間活動は約1.0°Cの地球温暖化をもたらしており、現在の進行速度では、地球温暖化は2030～2052年に1.5°Cに達する可能性が高いこと、②二酸化炭素排出量が2030年までに45%削減され、2050年頃には正味ゼロに達する必要がある、メタンなどの二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量も大幅に削減される必要があることなどが示されています。

■ 1.5°C特別報告書の主な内容

- 気候変動は、既に世界中の人々、生態系および生計に影響を与えている。
- 地球温暖化を1.5°Cに抑制することは不可能ではない。しかし、社会のあらゆる側面において前例のない移行が必要である。
- 地球温暖化を1.5°C以内に抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅など、気候変動以外の世界的な目標とともに達成しうる。

また、IPCCは、2023年3月に、第6次評価報告書統合報告書要約を公表しました。

同報告書では、継続的な温室効果ガスの排出により、2040年までに地球温暖化が1.5°Cに到達することから、気候目標の1.5°Cまたは2°Cに抑制するためには、この10年間の温室効果ガス排出削減の水準が重要で、適応と緩和の資金を何倍にも増加して対策を実施する必要があることを強調しています。

■ IPCC 第6次評価報告書統合報告書の主な内容

- 継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらし、考慮されたシナリオおよびモデル化された経路において最良推定値が2040年（※多くのシナリオおよび経路では2030年代前半）までに1.5°Cに到達する。
- 将来変化の一部は不可避け（または）不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- 地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する。
- 温暖化を1.5°C又は2°Cに抑制しうるかは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- 全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- 気候目標が達成されるためには、適応および緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

⑤ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

地球規模の環境の危機が危惧される中、2015 年は「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（以下「2030 アジェンダ」という。）」や「パリ協定」など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた世界の潮流の転換点ともいえる年になりました。

2030 アジェンダでは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための、先進国と開発途上国が共に取り組むべき 17 のゴールと 169 のターゲットを設定した「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げています。SDGs のゴールとターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決したり、一つの行動によって複数の側面に利益を生み出したりすることのできる構造となっています。環境政策の視点からみると、SDGs は、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動を存続させるための方向性を示すものといえます。

表 1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>	—

資料：平成 30 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（環境省）より抜粋

⑥ 地球温暖化対策に関わる国際的な動き

地球温暖化対策に関わる国際的な主な動きを表 2 に示します。

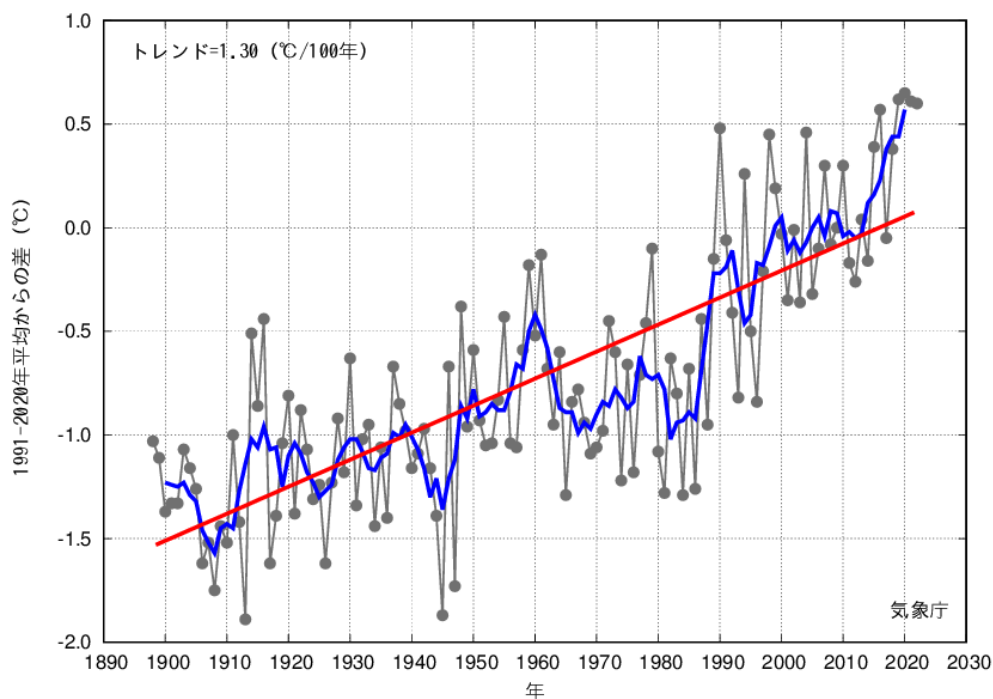
表 2 地球温暖化対策に関わる国際的な主な動き

年次	主な出来事
2018 年	気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24) 開催。パリ協定の実施指針を採択した。実施指針では、途上国を含むすべての国が温室効果ガス削減の実施状況を詳しく報告し、専門家が 2 年に 1 度、検証する方法が決まったほか、途上国にどの程度の資金支援を行う予定か、可能な範囲で国連に報告することが先進国に義務付けられた。
	IPCC がとりまとめた「1.5°C特別報告書」では、地球温暖化を 1.5°Cに抑制するためには、CO ₂ 排出量が 2030 年までに 45%削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要があることなどを示された。
2019 年	気候変動枠組条約第 25 回締約国会議 (COP25) 開催。市場メカニズムの実施指針の交渉が焦点となったが、すべての論点について完全な合意には至らなかった。また、ロス&ダメージ (気候変動の影響に伴う損失と損害) に関するワルシャワ国際メカニズム (リスク管理に関する知見の共有などを促進するもの) のレビューが実施された。
2021 年	米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が、2030 年を目標年とする「自国の貢献する決定 (NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取り組みを発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけるとともに、今後重要とされる 10 年間の取り組み、クリーンエネルギーへの移行、イノベーションの促進などについて議論が行われた。
	IPCC が公表した第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書では、温暖化は人間の影響であることは疑いの余地がないことなどが示された。
2022 年	気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) 開催。パリ協定の市場メカニズムの実施指針、透明性枠組みの報告様式、NDC 実施の共通の機関 (共通時間枠) などの重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成した。
	IPCC が公表した第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書では、人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしていることなどが示された。 また、第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書では、人為的な温室効果ガスの正味の総排出量は、1850 年以降の正味の累積 CO ₂ 排出量と同様に、2010~2019 年の間、増加し続けたことなどが示された。
2023 年	気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27) 開催。気候変動対策の各分野における取り組みの強化を求める COP27 全体決定「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030 年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」が採択された。加えて、ロス&ダメージ (気候変動の悪影響に伴う損失と損害) 支援のためのロス&ダメージ基金 (仮称) の設置が決定された。
	IPCC が公表した第 6 次評価報告書統合報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850 年から 1900 年を基準とした世界平均気温は 2011 年から 2020 年に 1.1°Cの温暖化に達したこと、地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達すること、温暖化を 1.5°C又は 2°Cに抑制しうるか、主に CO ₂ 排出正味ゼロを達成する時期までの累積排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まること、全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じており、この 10 年に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つことなどが示された。
	気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) 開催。パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク (GST) に関する決定、ロス&ダメージ (気候変動の悪影響に伴う損失と損害) に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行などの各議題についての決定がそれぞれ採択された。

2) 日本の動向

① 日本の年平均気温

気象庁の報道発表資料によると、2022年の日本の年平均気温偏差は $+0.60^{\circ}\text{C}$ で、1898年の統計開始以降、4番目に高い値となりました。年平均気温は、長期的には100年当たり約 1.30°C の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています(図6)。



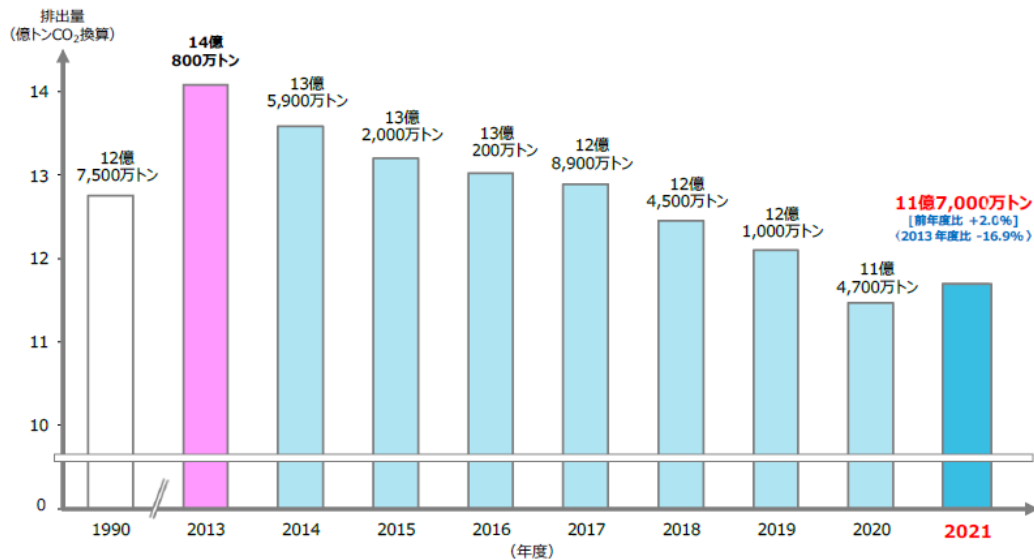
細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線 (青) : 偏差の5年移動平均、
直線 (赤) : 長期的な変化傾向、基準値は1991~2020年の30年平均値

資料 : 気象庁ウェブサイト

図6 日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898~2022年)

② 日本の温室効果ガス排出量

わが国の 2021 年度の温室効果ガス総排出量は、約 11 億 7,000 万トンで、基準年度である 2013 年度を 16.9% 下回っています（図 7）。また、エネルギー起源二酸化炭素排出量は、約 10 億 6,400 万トンで、2013 年度を 19.2% 下回っています。エネルギー起源二酸化炭素の排出量が減少した要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネルギーの進展など）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギー拡大、原発再稼働）に伴う電力由来の CO₂ 排出量の減少などが挙げられます。



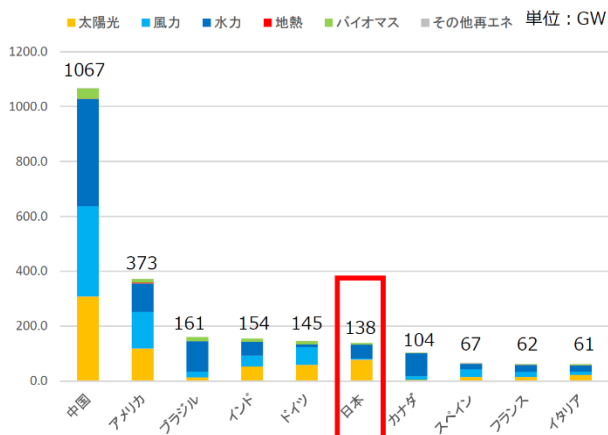
資料：2020 年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について、環境省

図 7 日本の温室効果ガス排出量（2020 年度確報値）

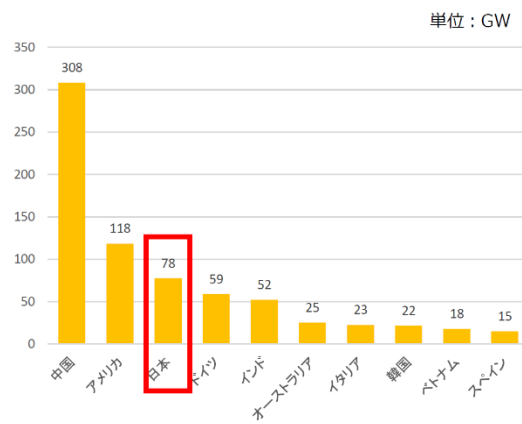
③ 日本における再生可能エネルギーの導入状況

日本の 2021 年における再生可能エネルギー導入容量（138GW）は、世界第 6 位です。このうち太陽光発電容量（78GW）は世界第 3 位となっています（図 8）。

各国の再エネ導入容量（2021年実績）



各国の太陽光導入容量（2021年実績）



資料：IEA「Renewables 2022」をもとに資源エネルギー庁作成

図 8 再生可能エネルギー・太陽光発電の導入状況

④ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、2021年5月に成立しました。今回の改正では、①パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設、②地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設、③脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進などが定められました。

また、地方公共団体実行計画に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針などを定めるよう努めることとされています。（図9）。

地球温暖化対策推進法の一部改正（2021年5月成立）



主な改正点とそのポイント

① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

② 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から、**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の手续ワンストップ化等の特例**を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組を推進**。

③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の**手続なし**で公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

資料：地域の脱炭素の取組みについて、九州地方環境事務所環境対策課

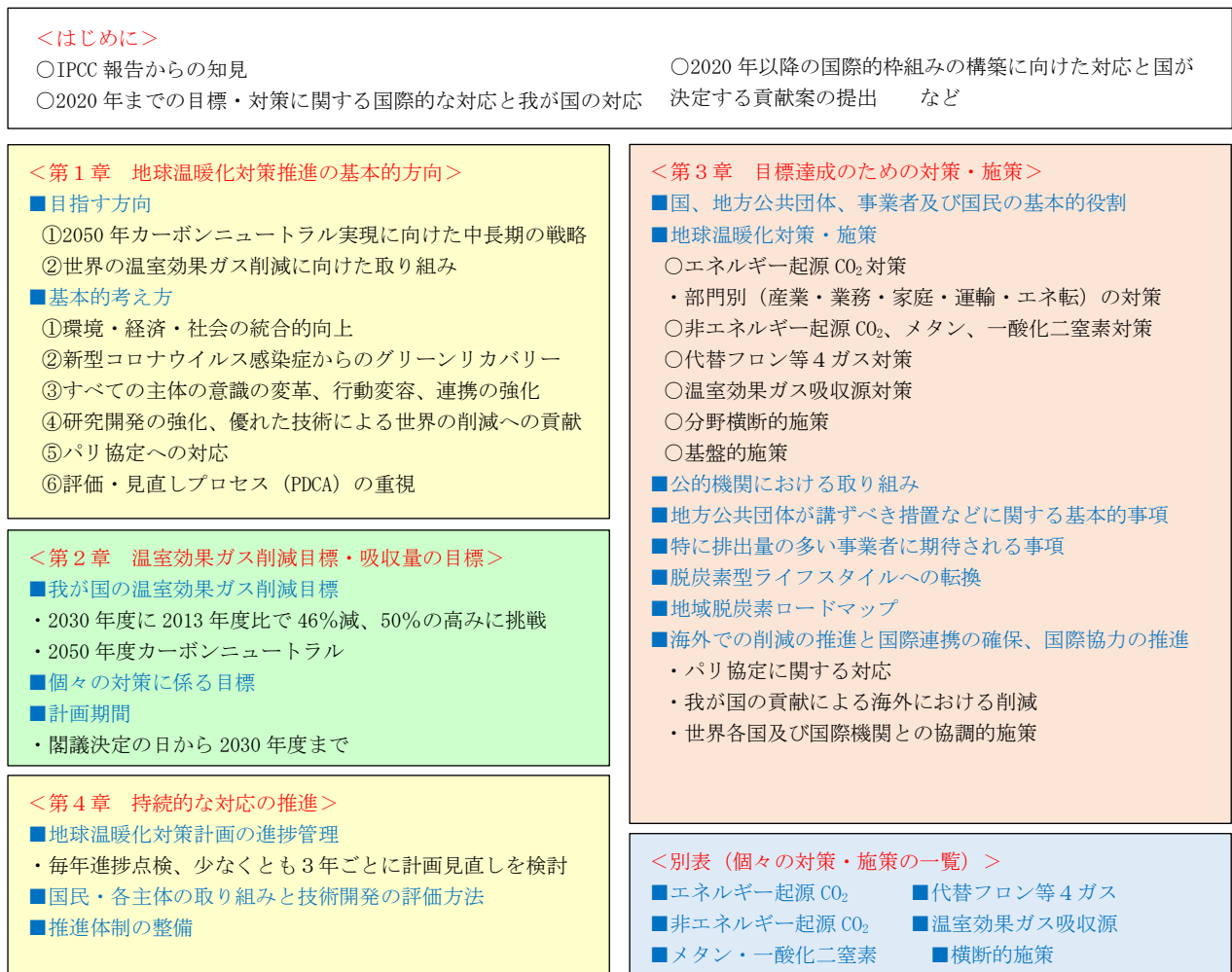
図9 地球温暖化対策推進法の一部改正点とそのポイント

⑤ 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（2021年10月22日閣議決定）は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づいて策定する、地球温暖化に関する政府の総合計画です。日本は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

今回改定された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえたもので、二酸化炭素以外にも含む温室効果ガスのすべてを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画の全体構成を図10に示し、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安を表3に示します。



資料：地球温暖化対策計画、閣議決定をもとに作成

図10 地球温暖化対策計画の全体構成

表 3 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

[単位：百万 t-CO₂]

	2013 年度実績	2019 年度実績 (2013 年度比)	2030 年度の 目標・目安 (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 (▲17%)	760 (▲46%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等 4 ガス	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM)	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。		

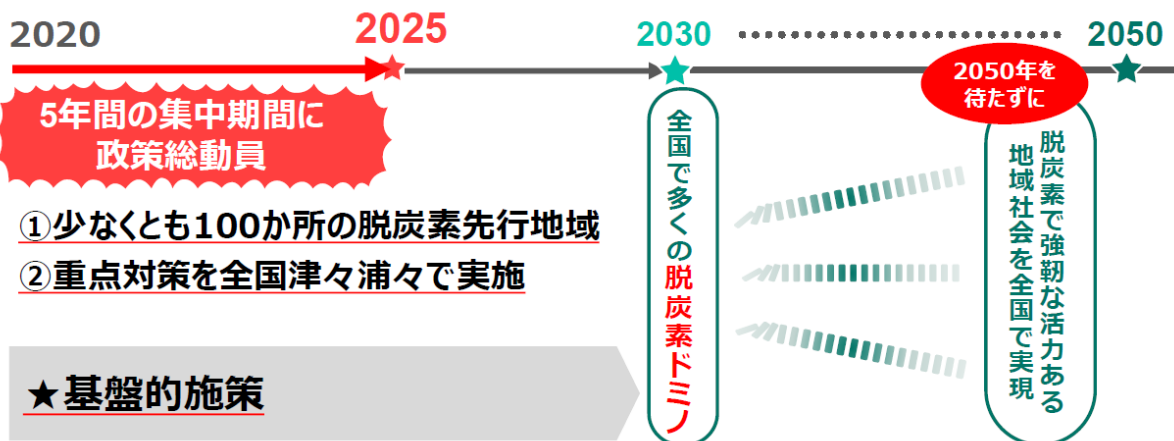
資料：地球温暖化対策計画、閣議決定

⑥ 地域脱炭素ロードマップ

国・地方脱炭素実現会議は、2021年6月9日に「地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。ロードマップでは、①今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援（ア 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる、イ 全国で重点対策を実行）、②3つの基盤的施策（ア 継続的・包括的支援、イ ライフスタイルイノベーション、ウ 制度改革）を実施、③モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）が定められました（図 11）。

2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間に**政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
 - ②全国で、**重点対策を実行**（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）



「みどりの食料システム戦略」「国土交通グリーンチャレンジ」「2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等の政策プログラムと連携して実施する

資料：「地域脱炭素ロードマップ【概要】」、国・地方脱炭素実現会議

図 11 脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

⑦ 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、地域の再生可能エネルギーを最大限に活用して、2030年までに民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門などその他の温室効果ガス排出削減についても国の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

2022年4月26日には、本町を含む北九州都市圏域18市町が「脱炭素先行地域」に選定されました。

北九州都市圏域18市町における主な取り組みは、図12に示すとおりです。



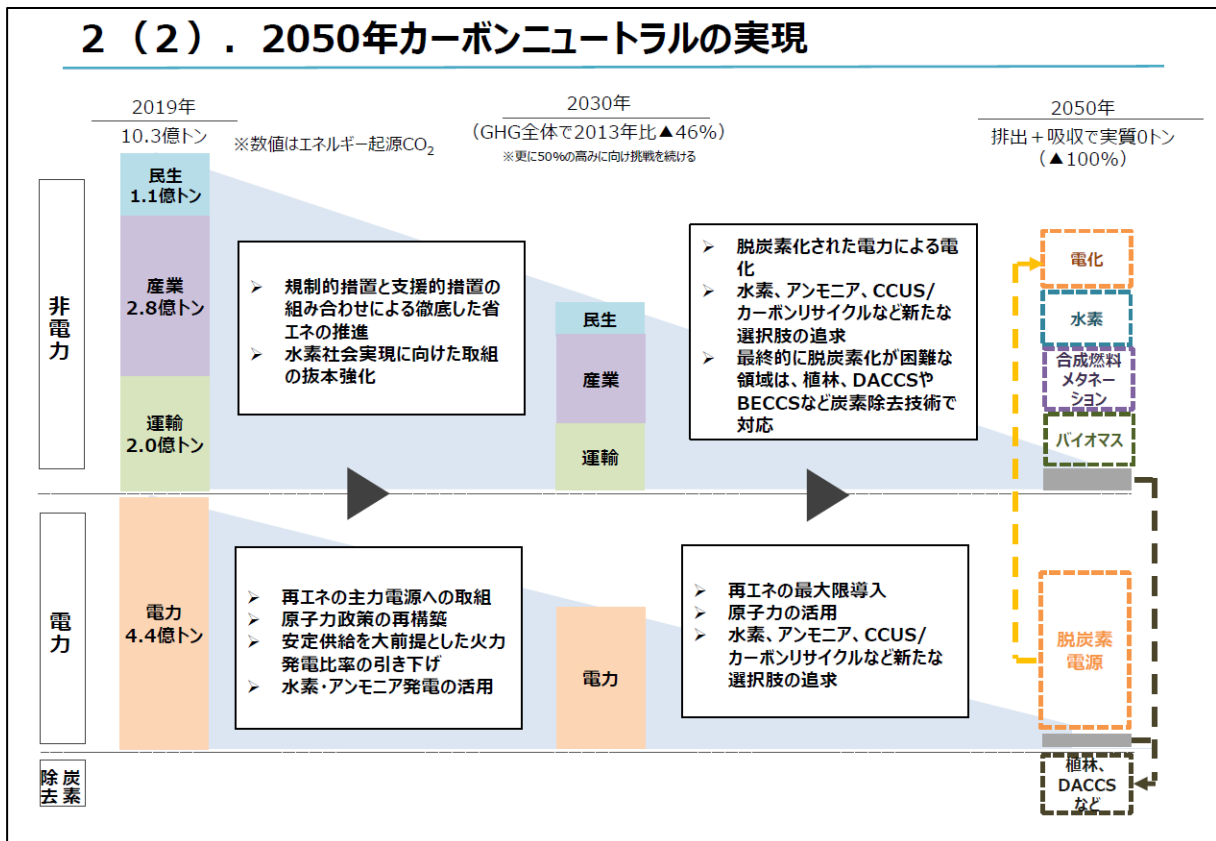
資料：脱炭素先行地域提案概要（北九州市）をもとに作成

図12 脱炭素先行地域提案概要（北九州都市圏域18市町）

※北九州都市圏18市町：北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、上毛町、築上町、吉富町

⑧ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

2021年6月18日に経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、国が掲げた高い目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするため、あらゆる政策を総動員しています（図13）。



資料：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、内閣官房、経済産業省他

図13 2050年カーボンニュートラルの実現

⑨ 第6次エネルギー基本計画

2021年10月22日、第6次エネルギー基本計画が閣議決定されました。本計画は、2002年6月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、政府が策定するもので、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すもので、次の2つの重要なテーマを掲げています。

- ①2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）、2030年度の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示す。
- ②日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のために、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E）に向けた取り組みを進める。

第6次エネルギー基本計画 目次

はじめに

- ～気候変動問題への対応～
- ～日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服～
- ～第6次エネルギー基本計画の構造と2050年目標と2030年度目標の関係～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の歩み

- (1) 福島復興はエネルギー政策を進める上での原点
- (2) 今後の福島復興への取組

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化

- (1) 脱炭素化に向けた世界的潮流
- (2) 気候変動問題以外のエネルギーに関係する情勢変化

3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認

- (1) あらゆる前提としての安全性の確保
- (2) エネルギーの安定供給の確保と強靱化
- (3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保
- (4) エネルギー全体の経済効率性の確保

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- (1) 2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- (2) 複数シナリオの重要性
- (3) 電力部門に求められる取組
- (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け
- (2) 2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- (3) 需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- (4) 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- (5) 再生可能エネルギーの主力電源への取組
- (6) 原子力政策の再構築
- (7) 火力発電の今後の在り方
- (8) 水素社会実現に向けた取組の抜本強化
- (9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
 - (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方
 - (11) エネルギーシステム改革の更なる推進
 - (12) 国際協調と国際競争
 - (13) 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発・社会実装等の推進

7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

- (1) エネルギーに関する国民各層の理解の増進
- (2) 政策立案プロセスの透明化と双方向的なコミュニケーションの充実

2

資料：エネルギー基本計画の概要、資源エネルギー庁

図 14 第6次エネルギー基本計画の概要

⑩ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2021年10月閣議決定）は、パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として策定されたもので、2050年カーボンニュートラルに向けた6つの視点（①利用可能な最良の科学に基づく政策運営、②経済と環境の好循環の実現、③労働力の公正な移行、④需要サイドの変革、⑤各分野・主体における迅速な取り組み、⑥世界への貢献）を示しています。

長期戦略の概要は、以下のとおりです（図15）。



資料：パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 概要、環境省

図15 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の概要

① 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX 推進戦略）

2023年2月10日の「GX実現に向けた基本方針」の閣議決定、および「GX推進法」・「GX脱炭素電源法」の成立によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」などの新たな政策が具体化されました。これらの政策を実行するため「GX推進法」に基づき、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）を定め、閣議決定が行われました。

気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活および経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、主に以下2点の取り組みを進めることとされています。

■GX推進戦略の主な内容

- エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネルギーに加え、再生可能エネルギーや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などGXに向けた脱炭素の取り組みを進めること。
- GXの実現に向け、「GX経済移行債」などを活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うこと。

※GX（グリーントランスフォーメーション）とは、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことです。

背景	
背景	
<p>✓カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加（GDPベースで9割以上）し、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。</p> <p>✓こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。</p> <p>✓「GX実現に向けた基本方針」の閣議決定及び関連2法の成立によって、「成長志向型カーボンプライシング構想」等を具体化。「GX推進法」に基づき、「GX推進戦略」を定め、政策を実行していく。</p> <p><small>（下線部分は「GX推進法」・「GX脱炭素電源法」で措置）</small></p>	
（1）エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組	（2）「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行
<p>①徹底した省エネの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。 ・関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。 ・改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。 <p>②再エネの主力電源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国規模でのマスタープランに基づき、今後10年間で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。 ・洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募を実施。 ・地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池（ペロブスカイト）や浮体式洋上風力の社会実装化。 <p>③原子力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。 ・厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけの抜本強化を行う。 <p>④その他の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の下で包括的な制度設計を行う。 ・電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。 ・サハラ1、2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では權益を維持。 ・不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハイドレート等の技術開発を支援。 ・その他、カーボンサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、「GX推進戦略」を定め、「成長志向型カーボンプライシング構想」等を速やかに実行していく。 <p>①GX経済移行債を活用した先行投資支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し（国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す）、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が真に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。 <p>②成長志向型カーボンプライシング（CP）によるGX投資インセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。 ・直ちに導入するのではなく、GXに取組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針をあらかじめ示す。⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。 <p><具体例></p> <p>(i) GXリーグの段階的發展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働（2026年度～）</p> <p>(ii) 発電事業者等に、EU等と同様の「有償オークション」を段階的に導入（2033年度～）</p> <p style="text-align: right;"><small>* CO₂排出に応じて一定の負担金を支払うもの</small></p> <p>(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入（2028年度～）</p> <p style="text-align: right;"><small>※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設</small></p> <p>③新たな金融手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GX投資の加速に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施。 ・トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を図る。 <p>④国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。 ・リスケリング支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。 ・脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。 ・事業再構築補助金等を活用した支援、マッチング支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。
（3）進捗評価と必要な見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ・GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に進めていく。 ・その旨は、「GX推進法」にも明記されており、確実に実行していく。 	

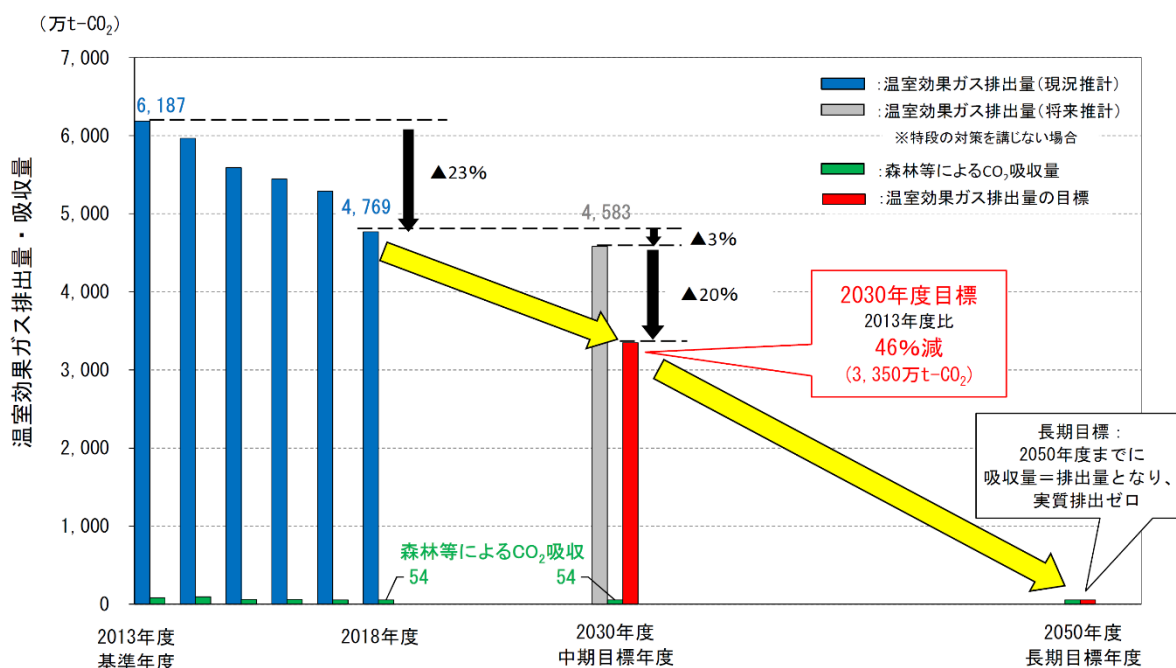
資料：脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）の概要、経済産業省

図 16 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）の概要

3) 福岡県の動向

① 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

福岡県は、国の地球温暖化対策計画を踏まえ、2022年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定しました。この計画では、長期目標として、2050年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すとともに、2030年度における福岡県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減する目標を定め、部門別の目標と取り組みを示しています（図17、表4）。



資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

図17 福岡県の温室効果ガス削減目標（イメージ）

表4 部門別の目標と主な緩和策の取り組み

部門	目標	主な緩和策の取り組み
産業 (製造業、建設業・鉱業、農林水産業)	-	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費量の削減と脱炭素経営の促進 農家への省エネルギー設備の助成 「食育・地産地消県民運動」の推進
業務 (オフィス、商業施設等)	2030年度における事業所の床面積当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、60%削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の省エネルギー対策の促進（ZEB） 省エネルギー設備の導入促進 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換 地方公共団体における率先的取組（地方公共団体実行計画の支援等）
家庭	2030年度における1世帯当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、69%削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ住宅の普及促進（ZEH、省エネ改修） 省エネルギー機器等の導入 省エネルギー型ライフスタイルへの転換
運輸	2030年度における使用自動車1台当たりの二酸化炭素排出量を、2013年度比で、37%削減する。	<ul style="list-style-type: none"> 電動車の普及促進 充電インフラ設置の促進 地域公共交通及び自転車の利活用促進

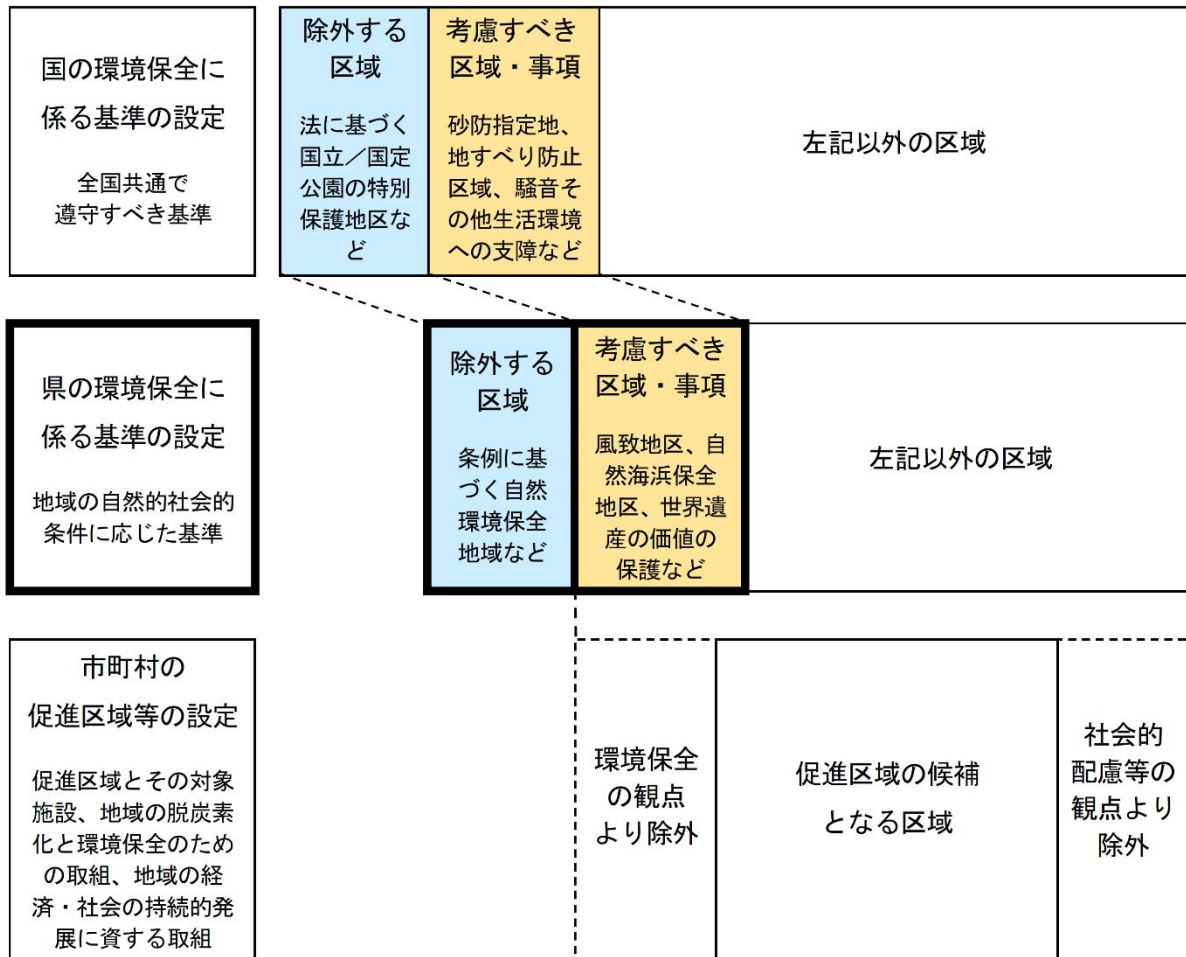
部門	目標	主な緩和策の取り組み
エネルギー等	2026年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量を、405万kW（2020年度比で約50%増）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの最大限の導入の促進 ・カーボンニュートラルポート（CNP）の形成 ・水素エネルギー利活用の推進 ・地域の脱炭素化
廃棄物	2025年度における一般廃棄物の総排出量を、2018年度比で、5%削減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県民や事業者の3Rの取組促進（ふくおかプラごみ削減協力店の運用、ふくおかプラごみ削減キャンペーン、3Rの達人など） ・食品ロスの削減（食品ロス削減県民運動協力店、フードバンク活動など） ・廃棄物再資源化の技術支援、リサイクル製品の認定など

資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）【概要版】

② 福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）を推進するための計画・認定制度が創設されたことを受けて、福岡県は、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」に掲げる太陽光発電や風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指し、市町村が環境保全に係る影響を検討し、再生可能エネルギーの分布状況や設置形態などを考慮して、促進区域を円滑に設定できるよう、促進区域に関する福岡県基準を定めました。

福岡県基準は、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電（バイオマスの専焼に限る）を対象としており、①促進区域に含めることが適切でない認められる区域（除外する区域）、②促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項（考慮すべき区域・事項）、③地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例、④地域の脱炭素化のための取り組みの例、⑤地域の経済および社会の持続的発展に資する取り組みの例を示しています。



資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準

図 18 国・県基準と促進区域の関係

2. 地域の特徴

(1) 自然条件

1) 位置・地勢

本町は、福岡県の北部で北九州市と福岡市の間に位置しています(図 19)。町域は東西に 10.4km、南北に 8.6km で面積は 48.64km² となっています。

北部は響灘に面し、南西部の宗像市との境界には 300~400m 級の山々が連なっています。中央部には汐入川、東部には矢矧川が流れています。西部・中部・東部は平野で、田園と住宅地域が広がっています。



[資料：Map-It マップイット|地図素材サイト]

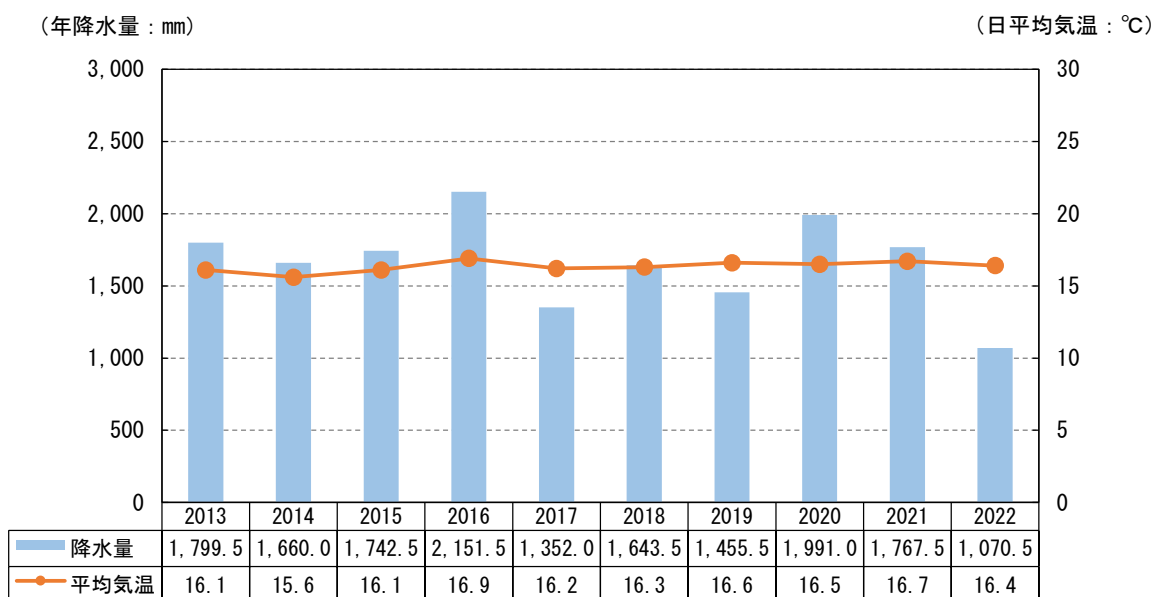
図 19 地勢図

2) 気象条件

① 気温、降水量

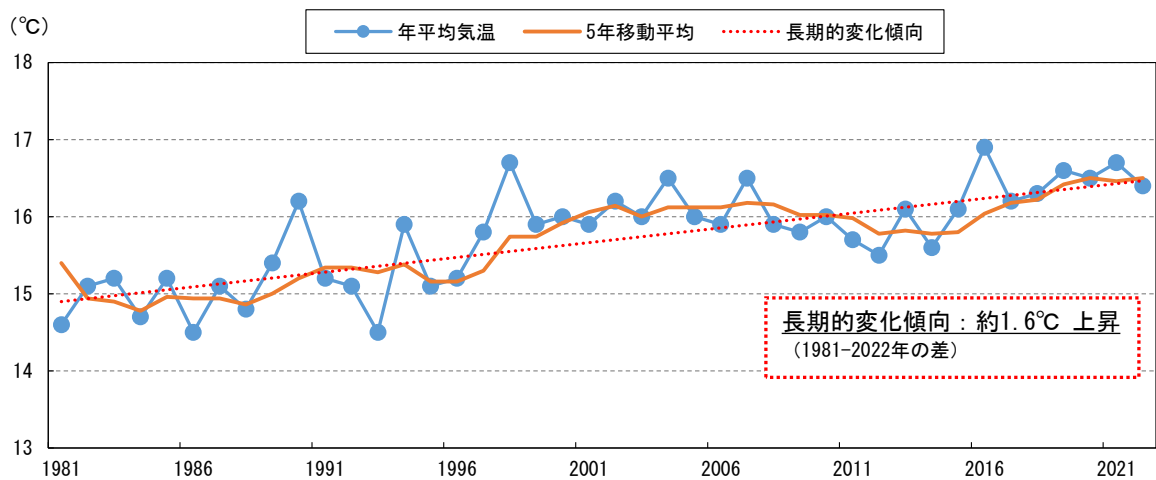
気象庁のデータによると、本町最寄りの宗像地域気象観測所の過去 10 年間の年平均気温は、15.6℃から 16.9℃の間で推移しており、年降水量は、1,070mm から 2,151mm の間で推移しています(図 20)。

また、年平均気温の長期的変化傾向をみると、1981 年から 2022 年までの間に約 1.6℃上昇しています(図 21)。



資料：気象庁ウェブサイト

図 20 過去 10 年間の年平均気温と年降水量の推移(宗像地域気象観測所)

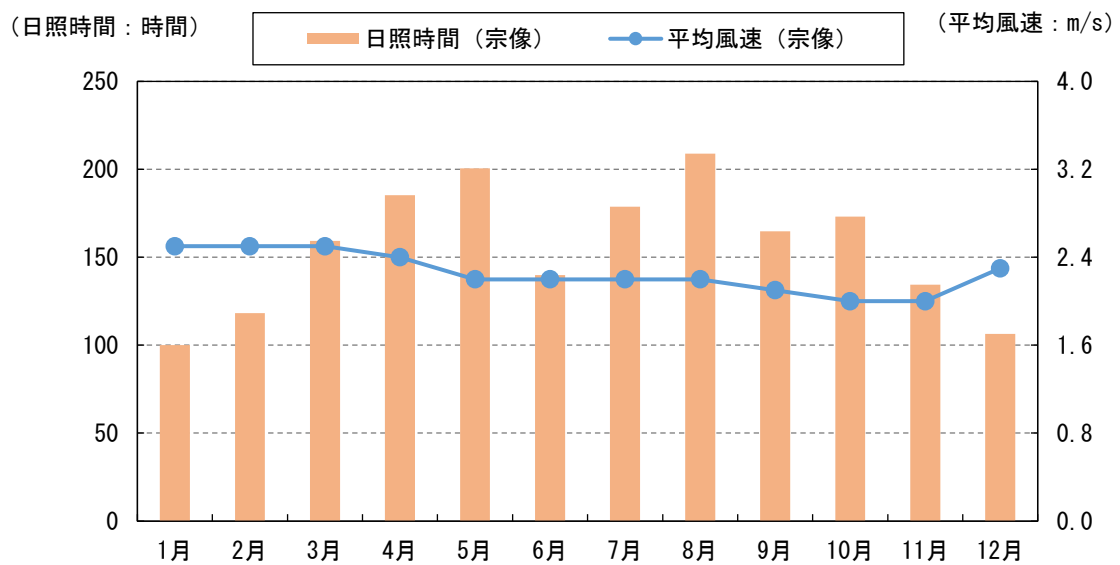


資料：気象庁ウェブサイト

図 21 年平均気温の長期的変化傾向（宗像地域気象観測所）

② 風況、日照条件

気象庁のデータによると、平均風速の平年値は、2.0～2.5m/s で推移しています。日照時間の平年値は、月によって多少変動がありますが、平均すると約 156 時間で推移しています。（図 22）。



資料：気象庁ウェブサイト

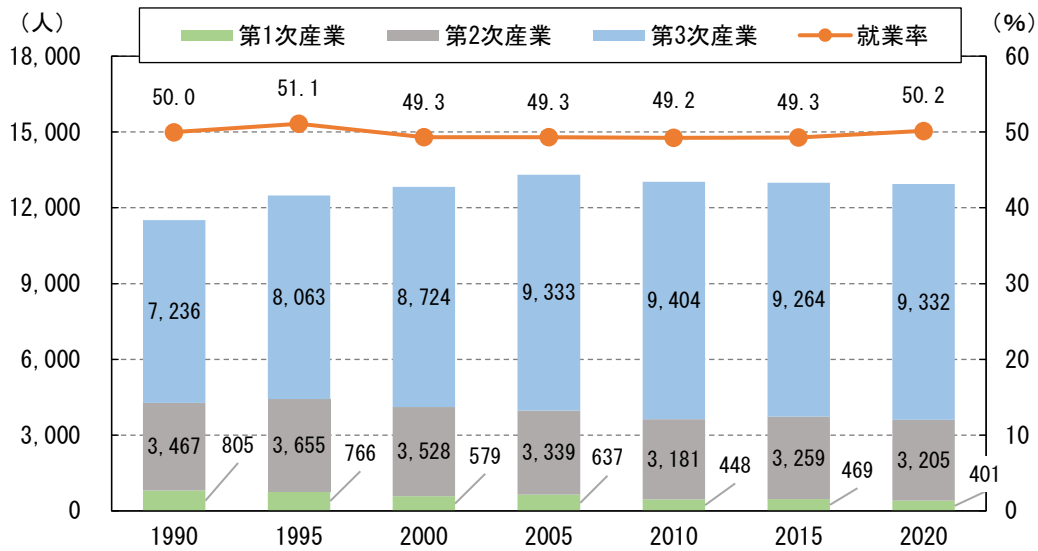
図 22 平均風速と日照時間の平年値の推移（宗像地域気象観測所）

(2) 経済条件

1) 産業構造

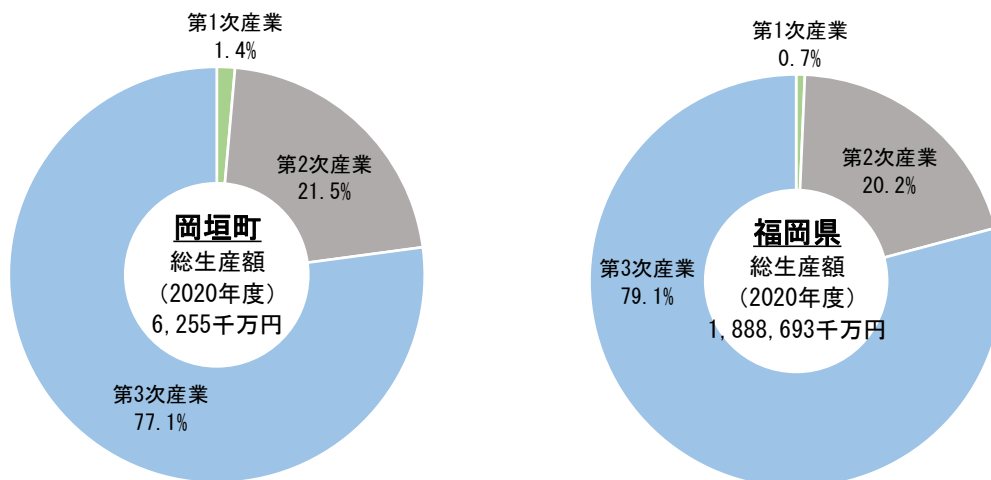
産業大分類別就業者数は、第3次産業の割合が全体の約7割を占めており、第2次産業が約2割、第1次産業は1割未満となっています。全体の就業者数は減少傾向にありますが、就業率は概ね横ばいとなっています(図23)。

産業大分類別総生産額の割合は、約8割を第3次産業が占めており、福岡県とほぼ同様の割合となっています(図24)。



資料：国勢調査、総務省統計局

図23 産業大分類別就業者数の推移



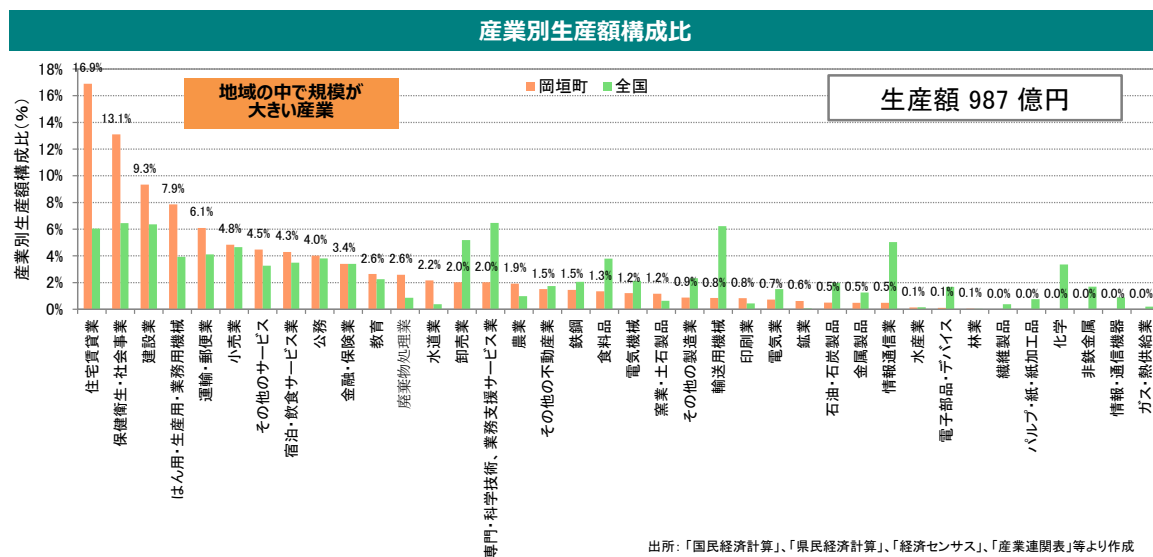
資料：福岡県 市町村民経済計算

図24 産業大分類別総生産額の割合

注) 市町村民経済計算における総生産額は、市町村内で生産された財貨・サービスの売上高を貨幣評価した算出額から、原材料、光熱水費などの経費(中間投入額)を控除したものです。

2018年の産業別生産額構成比をみると、生産額が最も大きい産業は住宅賃貸業（16.9%）となっており、全国の約3倍となっています。

また、産業別修正特化係数※をみると、全国平均より高い産業として水道業、廃棄物処理業、住宅賃貸業など17の産業が挙げられています。

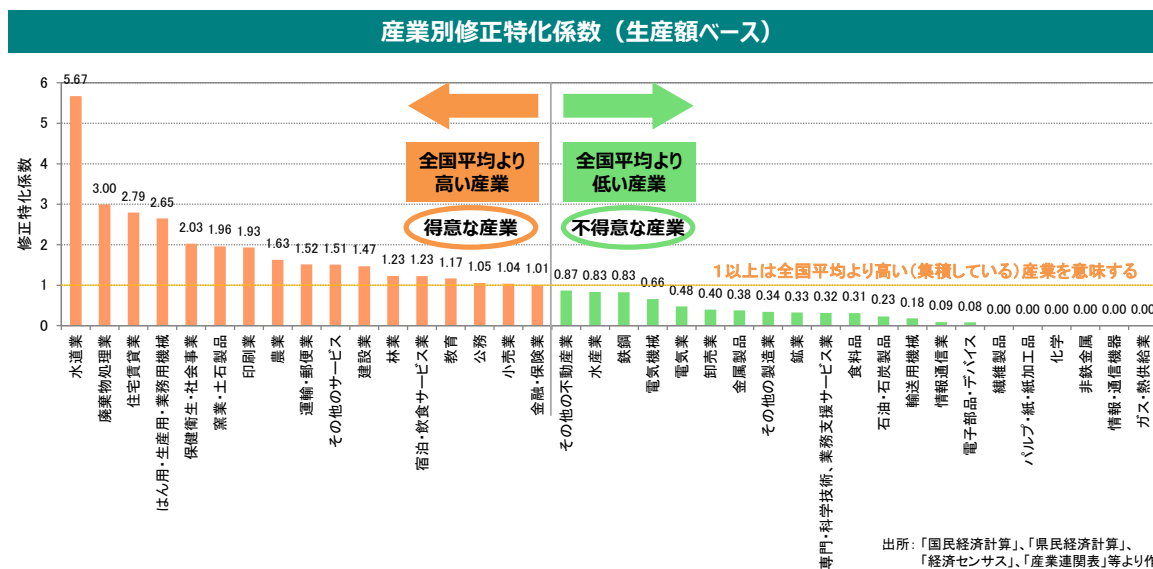


出所：「国民経済計算」、「県民経済計算」、「経済センサス」、「産業連関表」等より作成

資料：岡垣町の地域経済循環分析【2018年版】、環境省

図 25 本町の産業別生産額（売上額）構成比

注）地域経済循環分析における生産額は、企業がサービスや商品を提供することにより稼いだ売上金の総額です。



出所：「国民経済計算」、「県民経済計算」、「経済センサス」、「産業連関表」等より作成

資料：岡垣町の地域経済循環分析【2018年版】、環境省

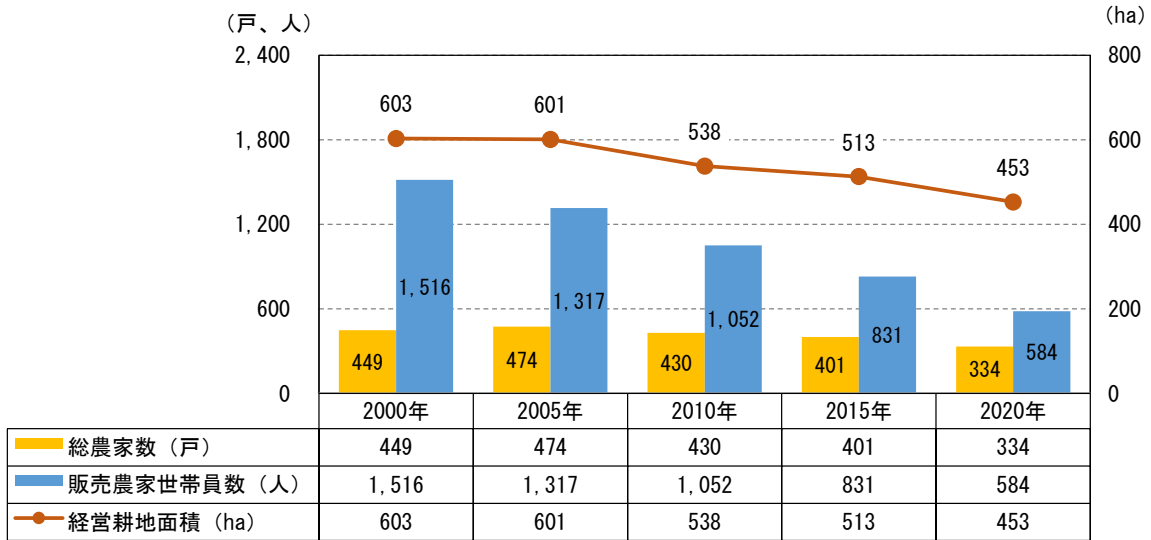
図 26 本町の産業別修正特化係数

※産業別修正特化係数とは、生産額の産業別構成比が全国平均と比較して高いか否かを示す指標で、地域の得意な産業を示します。

2) 農業

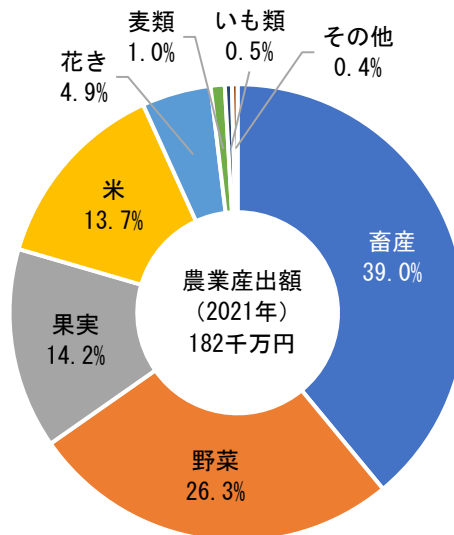
2020年の販売農家の総農家数は334戸、世帯員数は584人、経営耕地総面積は453haとなっています。経年変化をみると、2000年から総農家数、販売農家世帯員数、経営耕地総面積のいずれも減少傾向にあります(図27)。

農業産出額をみると、主な販売耕種は、畜産、野菜、果実、米となっており、そのうち畜産は約39%を占めています(図28)。



資料：農林業センサス、農林水産省

図27 総農家数、販売農家世帯員数、経営耕地面積の推移

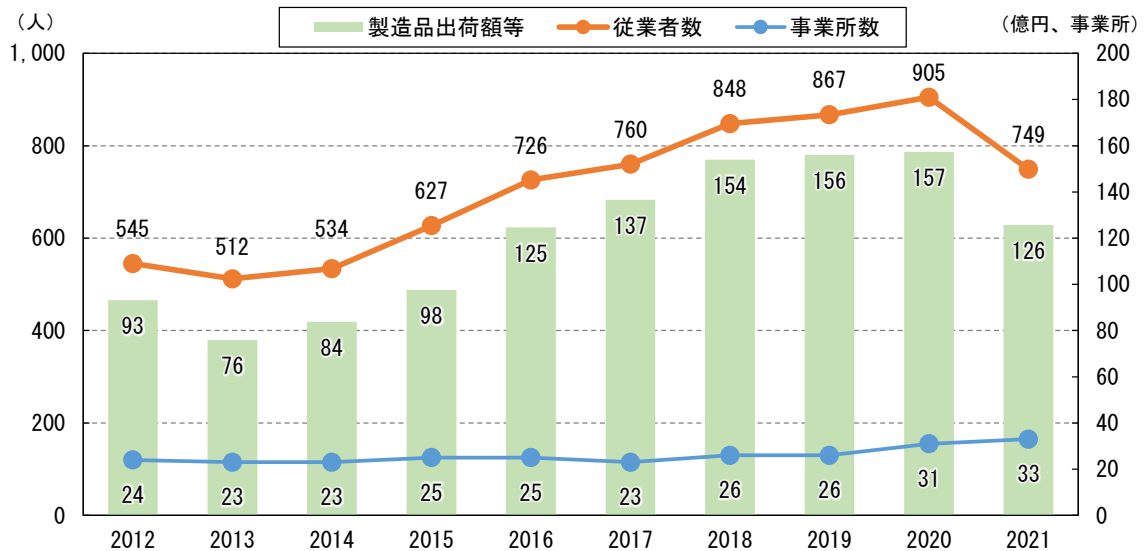


資料：令和3年市町村別農業産出額(推計)、農林水産省

図28 農業産出額の割合

3) 製造業

2021年の事業所数は33事業所、従業者数は749人、製造品出荷額等は126億円となっています。2018年から事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも増加傾向にありましたが、従業者数、製造品出荷額は2021年に大きく減少しています(図29)。

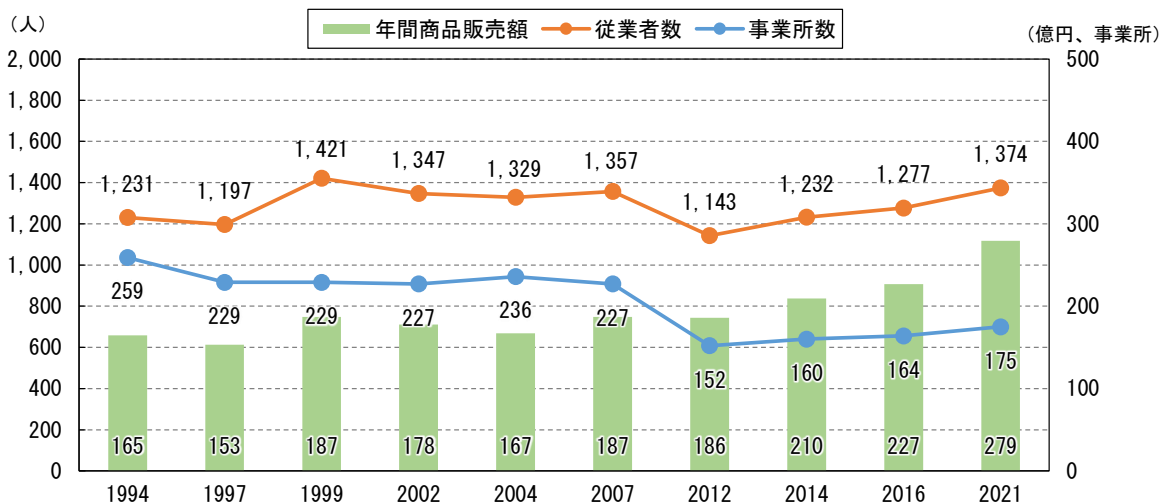


資料：工業統計調査、経済センサス、経済産業省

図29 製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

4) 商業

2021年の事業所数は175事業所、従業者数は1,374人、年間商品販売額は279億円となっています。2014年以降は事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも増加しています(図30)。



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査、経済産業省

図30 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移

5) 所得循環構造

本町の2018年の所得循環構造は、表5および図31に示すとおりです。

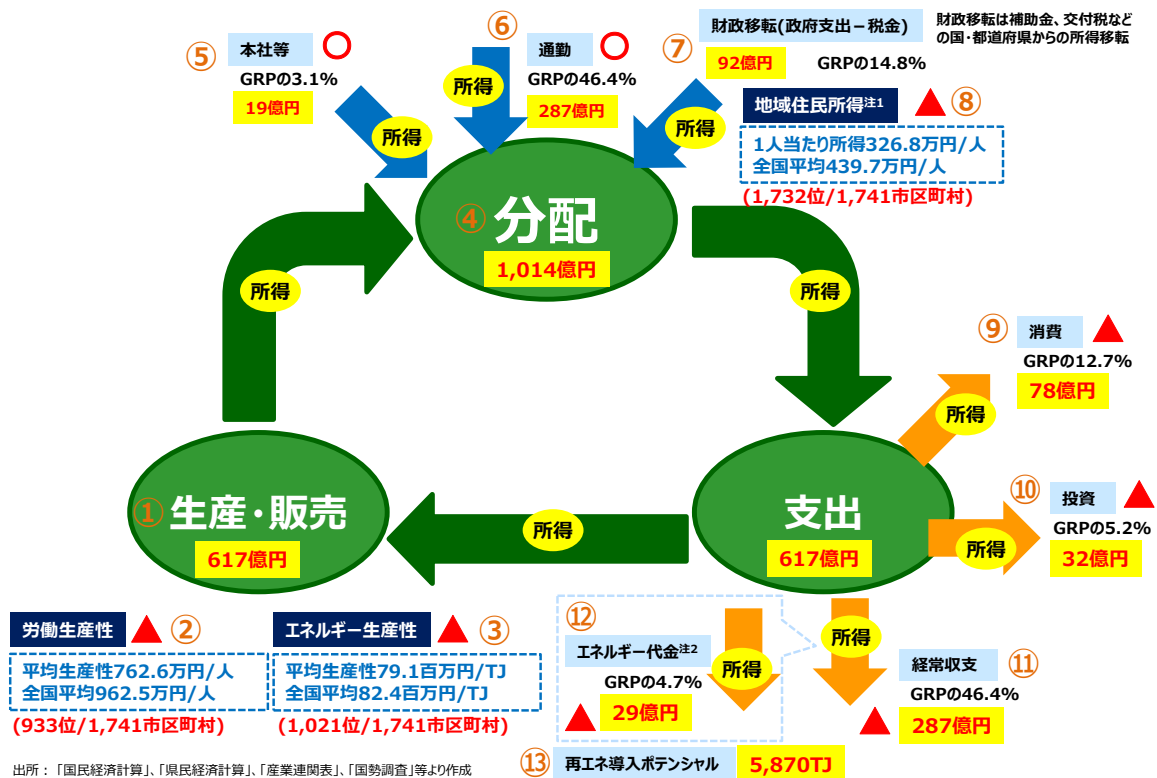
表5 本町の所得循環構造

生産・販売	<ul style="list-style-type: none"> 本町の総生産（付加価値額）は617億円である。最も稼いでいる産業は、住宅賃貸業であり、次いで保健衛生・社会事業、運輸・郵便業である。 労働生産性^{※1}は、762.6万円/人と全国平均よりも低く、エネルギー生産性^{※2}は、79.1百万円/TJと全国平均よりも低い。
分配	<ul style="list-style-type: none"> 本町の分配は1,014億円であり、総生産（617億円）よりも大きい。 本社などへの資金として19億円が流入しており、財政移転（国や県からの補助金、交付金など）は、92億円が流入している。 通勤に伴う所得として287億円が流入している。これは、地域外に通勤している地域住民雇用者が居住地（本町）に持ち帰る雇用所得が287億円に相当するということだが、その分の労働力は地域外に流出している。 1人当たり所得は326.8万円/人と全国平均よりも低い。
支出	<ul style="list-style-type: none"> 本町では、買物や観光などで消費が78億円流出しており、投資は32億円流出している。 経常収支^{※3}では287億円の流出となっている。本町では、住宅賃貸業、はん用・生産用・業務用機械、廃棄物処理業などが地域外にモノ・サービスを多く販売して所得を獲得している。一方で、情報通信業、食料品、卸売業などは地域外からモノ・サービスを購入している。

※1 従業員1人当たりの付加価値額（生産額）

※2 エネルギー消費1単位当たりの付加価値

※3 地域間でモノ・サービスの取引を行った際の収入と支出の関係



出所：「国民経済計算」、「県民経済計算」、「産業連関表」、「国勢調査」等より作成

注1) 地域住民所得は、夜間人口1人当たりの所得(=雇用者所得+その他所得)を意味する。

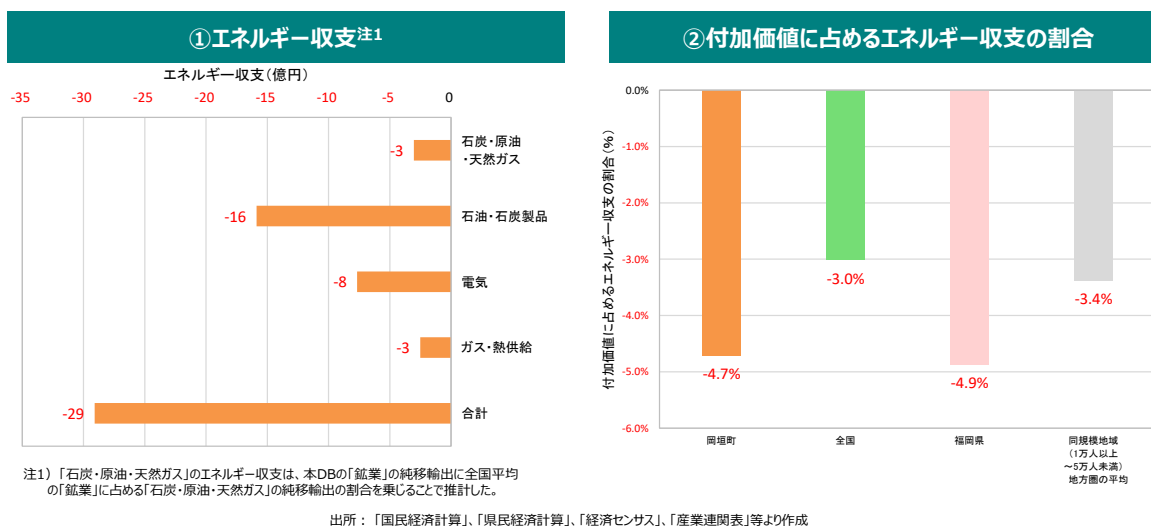
資料：岡垣町の地域経済循環分析【2018年版】、環境省

図31 本町の所得循環構造

6) エネルギー収支

本町のエネルギー収支※をみると、すべてのエネルギー種別が赤字で、合計 29 億円のエネルギー代金が流出しており、特に「石油・石炭製品」の赤字が大きくなっています。これは、地域でのエネルギー需要を地域内のエネルギー生産では賄いきれていないことを表しています。

また、付加価値に占めるエネルギー収支の割合をみると、全国や同規模地域平均と比較して赤字の割合が高くなっています（図 32）。



資料：岡垣町の地域経済循環分析【2018年版】、環境省

図 32 本町のエネルギー収支

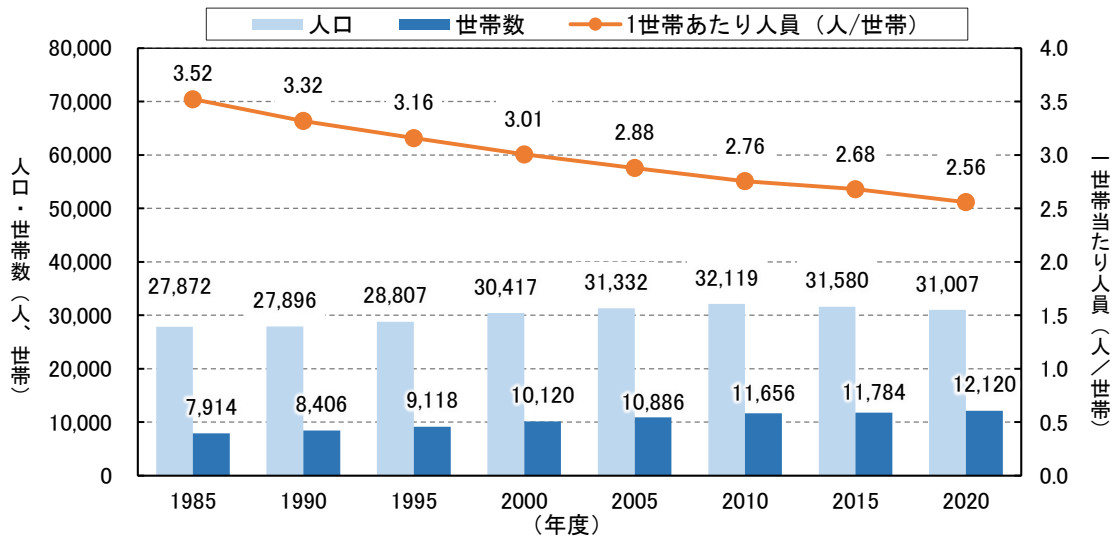
※エネルギー収支とは、「電力、ガス、石油・石炭製品（ガソリン、軽油等）などのエネルギーの域外への販売額」から「域外からの購入額」を差し引いた、エネルギーの取引に関する収支を示す指標です。

(3) 社会条件

1) 人口、世帯数

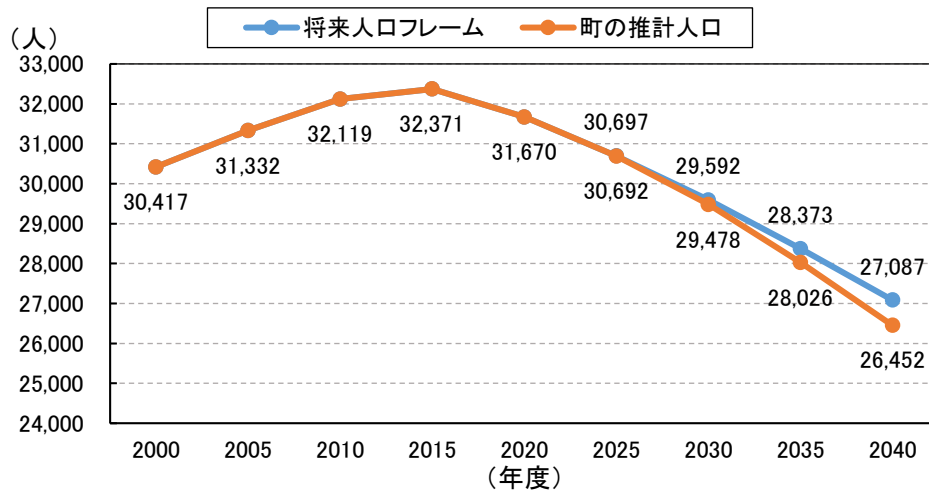
国勢調査によると、本町の人口は1985（昭和60）年では27,872人でしたが、近年では減少傾向にあり、2020年の人口は31,007人となっています（図33）。この傾向が今後も継続すると、2040年には約26,000人まで減少すると推計されています（図34）。

そのため、本町ではあらゆる施策を直実に実行することで、町への転入の促進、出生率の向上を図り、2040年に人口27,000人を維持・確保することを目指しています。



資料：国勢調査、総務省統計局

図33 本町の人口と世帯数の推移



資料：まちの未来計画（岡垣町第6次総合計画）

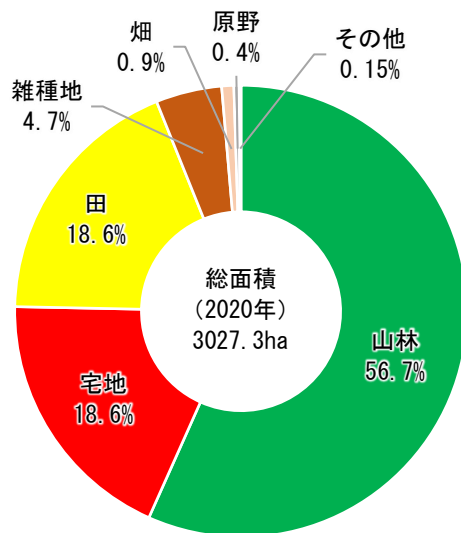
図34 本町の将来の人口フレーム

※2010年までは国勢調査人口、2015年と2020年は住民基本台帳に基づく実績値
 2025年以降は住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計値
 国勢調査人口は10月1日現在。住民基本台帳人口は3月末

2) 土地利用

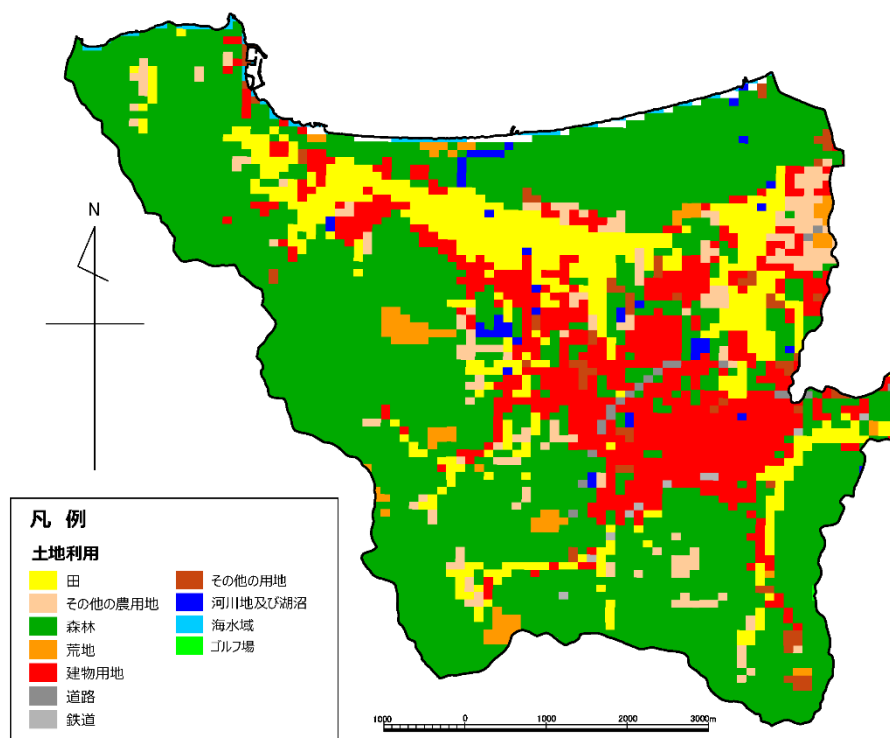
本町の地目別土地面積は、山林の面積が全体の約 57%と最も大きく、次に宅地、田がそれぞれ約 19%、雑種地が約 5%となっています（図 35）。

土地利用現況図をみると、海岸沿いから内陸部にかけて森林が広範囲にわたり分布しており、その間に建物用地や田などが分布していることが分かります（図 36）。



資料：令和 2 年福岡県統計年鑑

図 35 地目別面積 (民有地)



資料：国土交通省 国土数値情報をもとに作成

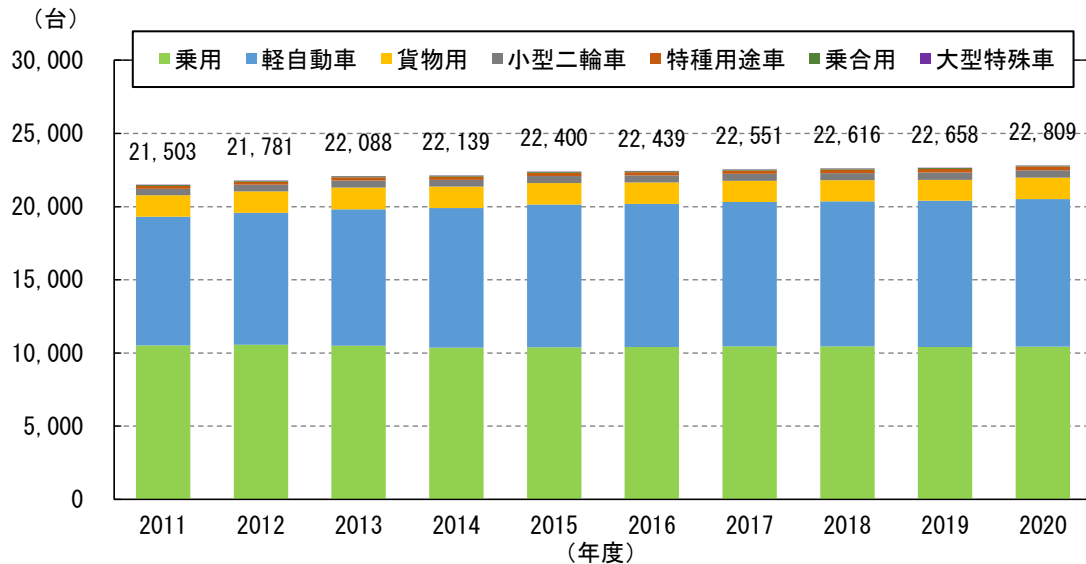
図 36 土地利用現況図 (2021 年度)

3) 交通

① 自動車

本町の自動車の保有台数は、2020年度において22,809台であり、2011年度から2020年度にかけてやや増加傾向で推移しています(図37)。

車種別の保有台数では、いずれの年においても軽自動車および乗用車が大半を占めています(表6)。



資料：平成23年版～令和2年版 福岡県統計年鑑

図37 年度別自動車保有台数

表6 年度別自動車保有台数 (内訳)

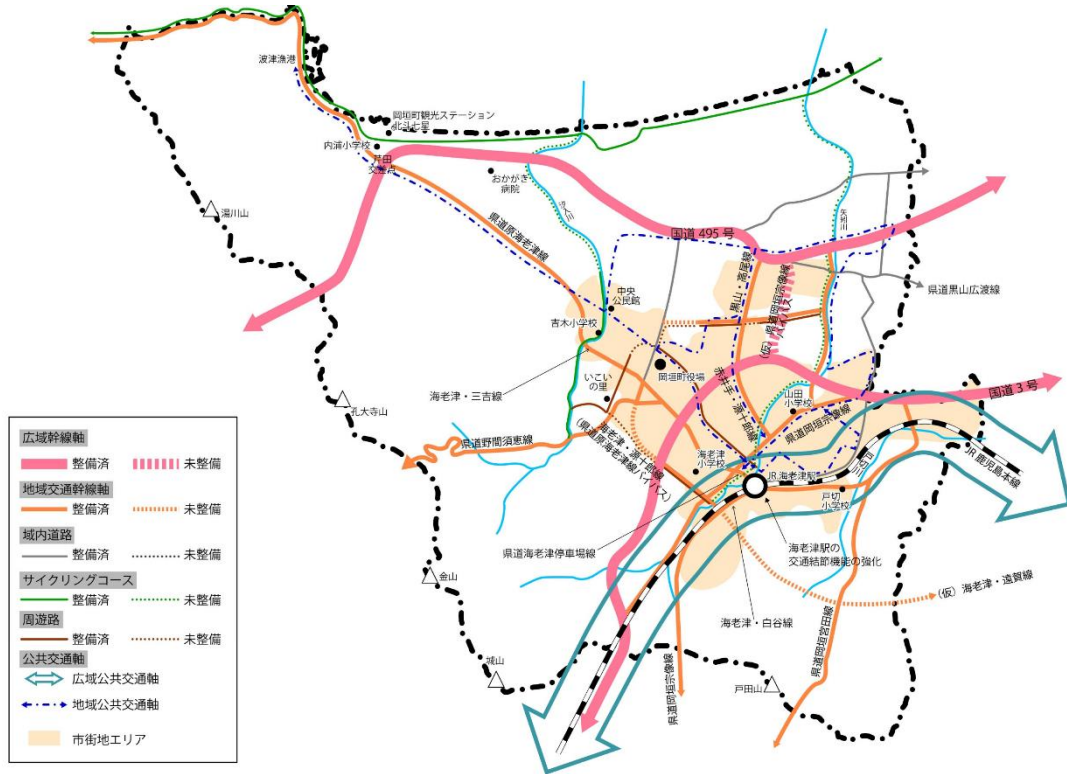
(単位：台)

年度	総数	乗用	軽自動車	貨物用	小型二輪車	特種用途車	乗合用	大型特殊車
2011	21,503	10,528	8,787	1,457	435	210	59	27
2012	21,781	10,567	9,019	1,459	446	204	58	28
2013	22,088	10,508	9,317	1,488	465	220	62	28
2014	22,139	10,372	9,537	1,454	470	218	61	27
2015	22,400	10,401	9,749	1,456	483	222	63	26
2016	22,439	10,414	9,774	1,456	490	219	62	24
2017	22,551	10,457	9,853	1,462	466	232	57	24
2018	22,616	10,450	9,915	1,452	473	245	58	23
2019	22,658	10,411	10,006	1,419	495	251	53	23
2020	22,809	10,438	10,089	1,449	514	247	49	23

資料：平成23年版～令和2年版 福岡県統計年鑑

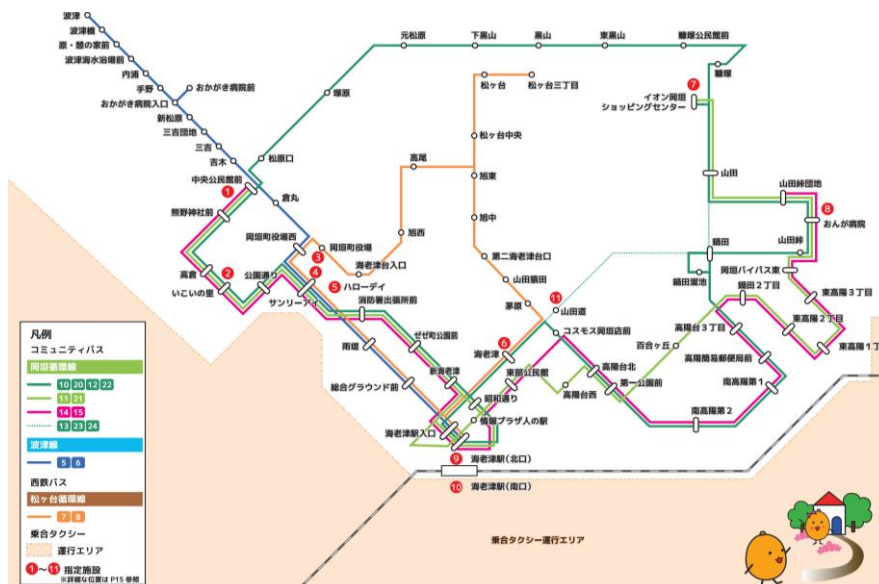
② 公共交通の状況

本町の公共交通網は、広域的な移動を担うJR鹿児島本線海老津駅を拠点として、人口集中部や主要拠点を結ぶコミュニティバスや交通事業者による路線バスを幹線軸としながら、それを補完する支援交通の乗り合いタクシーにより形成されています（図 38、図 39）。



資料：岡垣町第2次都市計画マスタープラン

図 38 本町の道路交通体系方針



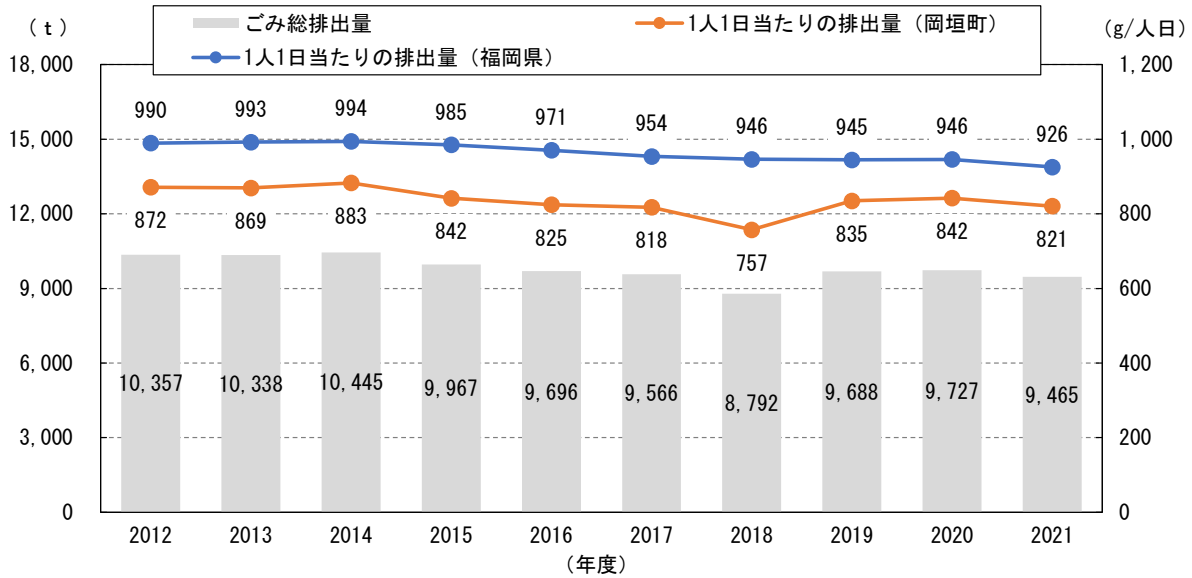
資料：岡垣町公共交通（コミュニティバス・西鉄バス）路線図

図 39 本町のバスなどの路線図

4) 廃棄物

① ごみの排出量

2021年度のごみ総排出量は9,465tです。1人1日当たりの排出量は821g/人日で、福岡県平均の926g/人日よりも少なくなっています(図40)。

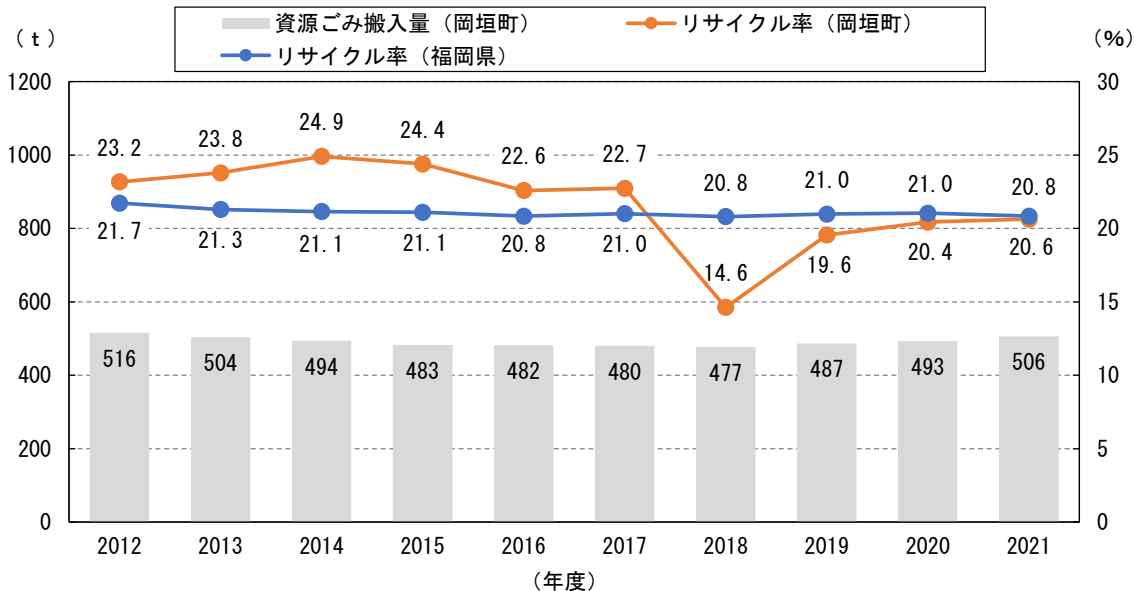


資料：一般廃棄物処理実態調査、環境省

図40 ごみ総排出量と1人1日当たりの排出量の推移

② リサイクル率

2021年度のリサイクル率は20.6%で、福岡県とほぼ同水準です(図41)。



資料：一般廃棄物処理実態調査、環境省

図41 リサイクル率の推移

3. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

「岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づく法定計画であり、岡垣町第6次総合計画や岡垣町第3次環境ビジョンなどの関連計画と連携を図りつつ、本町の特性に応じて住民・事業者・団体などと協力して地球温暖化対策に取り組むための計画です（図42）。

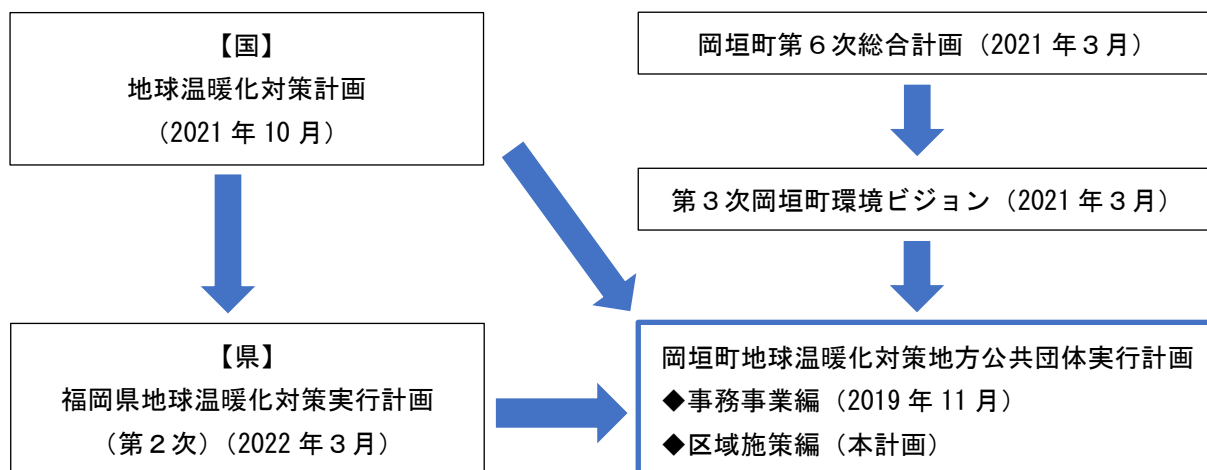


図42 計画の位置付け

(2) 計画期間

国の地球温暖化対策計画に準じて、計画の基準年度を2013年度、中期目標年度を2030年度、長期目標年度を2050年度とします。計画の期間は、2024年度から2030年度までの7年間とします。

(3) 対象区域

計画の対象区域は、本町全域とします。

(4) 対象とする温室効果ガスと部門

温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類等があります。このうちエネルギーの消費によって排出される二酸化炭素は、全温室効果ガス総排出量の約9割を占め、地球温暖化への影響が大きいことが知られています。そのため、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂) (以下「温室効果ガス」とします) とします(表7)。

表7 対象とする温室効果ガスと部門

項目	排出部門
二酸化炭素(CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> ○産業部門(製造業、建設業・鉱業、農林水産業) ○業務その他部門(商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業など) ○家庭部門(一般家庭) ○運輸部門(自動車、鉄道) ○廃棄物部門(一般廃棄物の焼却)

(5) 計画の推進体制

計画を総合的かつ計画的に推進していくためには、行政をはじめとして住民・事業者・団体などの多様な主体がそれぞれ自主的に行動するとともに、一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要があります。そのため、本町住民環境課が計画推進の事務局としての役割を担い、各主体の活動や取り組みの把握と調整、連携、協力を努めます。

庁内においては、庁内協議を中心として各施策を総合的かつ効果的に推進していきます。また、岡垣町環境審議会が計画の進捗状況の検証と改善策の検討を行います。

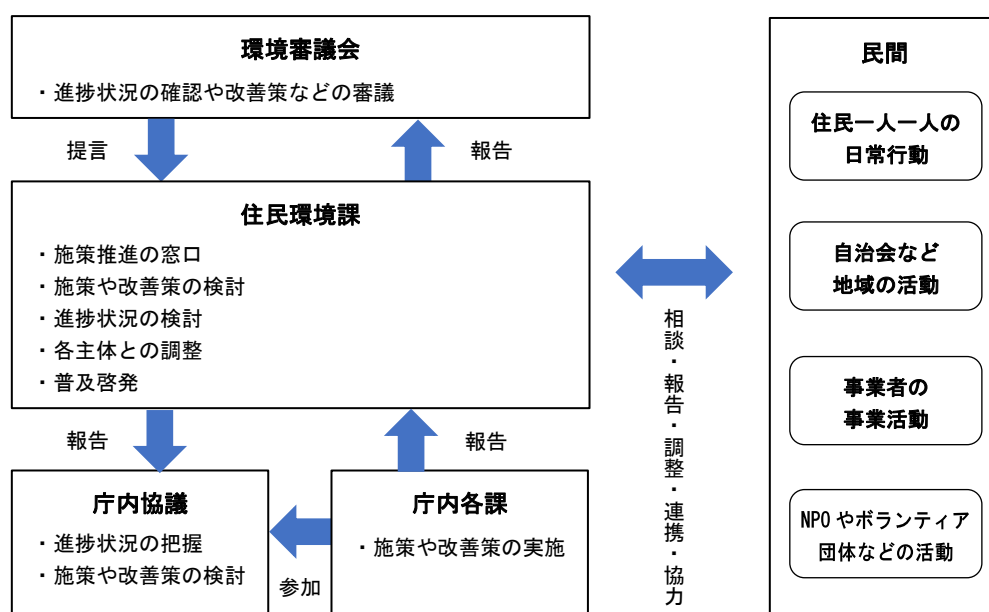


図43 計画の推進体制

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計

(1) 推計方法

本町全域の温室効果ガス排出量および二酸化炭素吸収量は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）、令和5年3月、環境省大臣官房地域政策課」をもとに、最新の統計資料を収集整理して推計しました（表8～表9）。算定年度は、2013年度から2020年度です。

表8 二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	推計方法・計算式	使用データ
産業	製造業	全国業種別按分法 ①全国の製造業業種別炭素排出量× ②業種別製造品出荷額の全国に対する町の比率×44/12	①総合エネルギー統計（資源エネルギー庁） ②福岡県工業統計調査（福岡県） ※部分的にデータがない（または秘匿）の場合は、存在するデータの値を用いて補完する。
	建設業・ 鉱業	都道府県別按分法 福岡県建設業・鉱業炭素排出量× 建設業・鉱業従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
	農林水産業	都道府県別按分法 福岡県農林水産業炭素排出量× 農林水産業従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
業務 その他	—	都道府県別按分法 福岡県業務その他部門炭素排出量× 業務その他部門従業者数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
家庭	—	都道府県別按分法 福岡県家庭部門炭素排出量× 世帯数の県に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
運輸	自動車	全国按分法 全国の車種別炭素排出量× 自動車保有台数の全国に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
	鉄道	全国事業者別按分法 全国の鉄道部門の炭素排出量× 人口の全国に対する町の比率×44/12	自治体排出量カルテ（環境省）
廃棄物	プラスチックごみ	①一般廃棄物の焼却量（排出ベース）× ②一般廃棄物の焼却量に占めるプラスチックごみの割合（排出ベース）× ③一般廃棄物中のプラスチックごみの固形分割合×排出係数	①一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ②③地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）に記載されているデフォルト値
	合成繊維	①一般廃棄物の焼却量（排出ベース）× ②一般廃棄物の焼却量に占める繊維くずの割合（排出ベース）× ③繊維くずの固形分割合× ④繊維くず中の合成繊維の割合×排出係数	①一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ②③④地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省）に記載されているデフォルト値

表 9 二酸化炭素吸収量の推計方法

部門	推計方法・計算式	使用データ
森林	<p>森林全体の炭素蓄積変化を推計する手法 2時点の森林炭素蓄積の比較を行い、その差をCO₂に換算して純吸収量を推計する。</p> <p>吸収量＝ (報告年度の行政界内の森林炭素蓄積量 A－ 比較をする年度の森林炭素蓄積量 A) / 報告年度と比較年度間の年数 × (-44 / 12)</p> <p>A 森林炭素蓄積量＝ ① Σ 特定年度の樹種・林齢ごとの材積量 (m³) × ② バイオマス拡大係数 × (1 + ③ 地下部比率) × ④ 容積密度 × ⑤ 炭素含有率</p>	<p>① 本町資料 ②③④⑤ 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) (環境省)</p>
森林 土壌	<p>吸収量＝ ① 施業対象区域面積 (育成した森林の面積) × ② 土壌平均炭素蓄積量 × ③ 森林の育成により保持される土壌量に関する係数 × ④ 土壌が流出した場合に炭素が空气中に排出される 係数 × 算定対象年数 (1年) × 44 / 12</p>	<p>① 本町資料 ②③④ 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) (環境省)</p>
都市 緑化	<p>低炭素まちづくり計画作成マニュアルに準ずる手法 ① 都市公園面積 × ② 緑被率 × ③ 吸収係数</p> <p>※①について、マニュアルの記載は「緑地の保全管理を実施した面積」であるが、不明のため都市公園面積を用いる。</p>	<p>① 都市計画調査 (国土交通省) ② 30% (都市公園法運用指針を参考に独自設定) ③ 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) (環境省)</p>

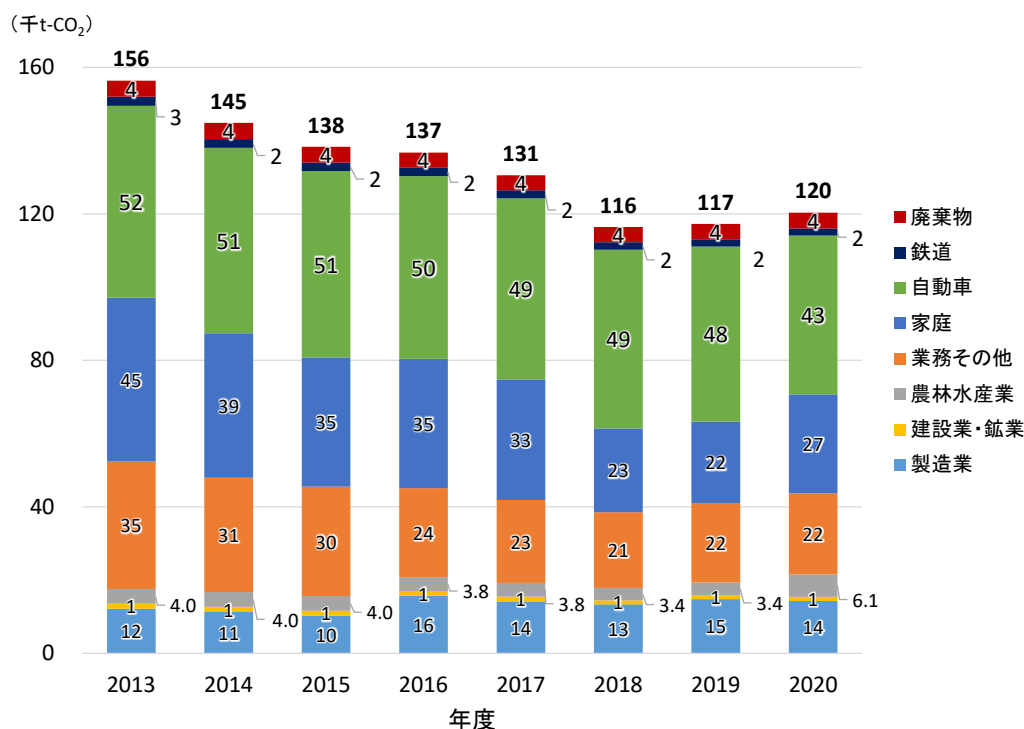
(2) 温室効果ガス排出量

2013年度から2020年度までの本町の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあります。2020年度における温室効果ガス排出量(120千t-CO₂)は、2013年度に比べて23%減少しています(表10、図44)。業務その他部門や家庭部門の排出量が大きく減少している主な要因は、従業者数や人口の減少と電力の二酸化炭素排出係数の低下です。一方、農林水産業の排出量が大きく増加している主な要因は、従業者数の増加です。

表10 温室効果ガス排出量の推移

部門	区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)								2020年度の部門別割合	2013年度からの増減率
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020		
産業部門		17,595	16,756	15,650	20,824	19,254	17,904	19,343	21,573	17.9%	22.6%
	製造業	12,241	11,280	10,322	15,756	14,181	13,401	14,838	14,339	11.9%	17.1%
	建設業・鉱業	1,319	1,467	1,318	1,282	1,317	1,111	1,066	1,138	0.9%	-13.7%
	農林水産業	4,035	4,010	4,010	3,786	3,755	3,392	3,449	6,095	5.1%	51.1%
業務その他部門		34,808	31,232	29,890	24,307	22,632	20,649	21,684	22,124	18.4%	-36.4%
家庭部門		44,702	39,410	35,261	35,286	32,925	22,881	22,271	27,027	22.5%	-39.5%
運輸部門		54,875	53,024	53,212	52,161	51,610	50,833	49,752	45,293	37.6%	-17.5%
	自動車	52,357	50,616	50,862	49,883	49,418	48,805	47,784	43,335	36.0%	-17.2%
	鉄道	2,519	2,408	2,350	2,278	2,192	2,028	1,968	1,958	1.6%	-22.3%
廃棄物部門		4,368	4,392	4,274	4,166	4,107	4,114	4,222	4,285	3.6%	-1.9%
	合計	156,348	144,815	138,287	136,744	130,528	116,381	117,272	120,301	100.0%	-23.1%

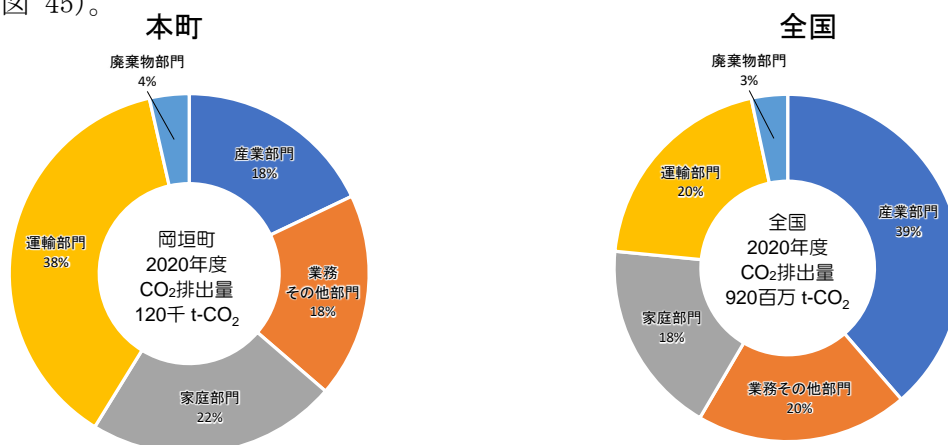
注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。



注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図44 温室効果ガス排出量の推移

2020年度の温室効果ガス排出量を部門別にみると、運輸部門が38%を占めており、家庭部門が22%、業務その他部門が18%、産業部門が18%、廃棄物部門が4%となっています。全国と比較すると、本町は全国に比べて運輸部門の割合が38%（全国20%）と高く、産業部門は18%（全国39%）と低くなっています。それ以外の部門はおおむね同程度の割合となっています（図45）。



注) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※全国の割合のうち、本町に関連しない「エネルギー転換部門」、「工業プロセス部門」、「その他」は除いています。

図 45 温室効果ガス排出量の比較 (2020 年度)

(3) 二酸化炭素吸収量

2020年度における本町の二酸化炭素吸収量をみると、森林による吸収量は、3,520t-CO₂です。都市緑化による吸収量は、約6t-CO₂となっています。これらを合計した二酸化炭素吸収量3,526t-CO₂は2020年度の二酸化炭素排出量(120,301t-CO₂)の約3%となっています。

■森林による吸収量の算定方法

<森林>

森林炭素蓄積量=樹種別・林齢別材積量×バイオマス拡大係数×(1+地上部比率)×容積密度×炭素含有率

二酸化炭素吸収量=(報告年度の森林炭素蓄積量-比較する年度の森林蓄積量)÷報告年度と比較年度間の年数×44/12

<森林土壌>

二酸化炭素吸収量=森林面積×土壌平均炭素蓄積量×森林育成により保持される土壌量の係数×土壌流出に伴う空気中への炭素排出の係数×44/12

■都市緑化による吸収量の算定方法

二酸化炭素吸収量=都市公園面積×緑被率×吸収係数

表 11 二酸化炭素吸収量の推移

年度	森林			都市緑化	
	二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂)	森林面積 (ha)	材積量 (m ³)	二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂)	都市公園面積 (ha)
2013	3,524	1,489	306,896	6.2	4.16
2016	3,524	1,489	306,896	6.2	4.16
2020	3,520	1,480	320,879	6.2	4.16

資料：(森林関係) 本町資料

(都市緑化関係) 都市計画調査、国土交通省

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

第3章 温室効果ガス排出量などの将来推計および削減目標

1. 温室効果ガス排出量の将来推計

(1) 推計方法

現状趨勢（BAU）ケース（特段の対策を実施しない場合）の2030年度および2050年度における将来の排出量を推計しました。

将来の排出量は、2020年度のCO₂排出量に、活動量^{*}の変化率を乗じることにより推計しました（表12）。

^{*}「活動量」：社会経済の活動の指標であり、人口や製造品出荷額などが用いられる。人口減少や経済成長によるCO₂排出量の変化は、活動量の増減によって表されます。

表12 現状趨勢（BAU）ケースの将来推計の活動量および推計パターン（二酸化炭素排出量）

部門		活動量	推計パターン
産業部門	製造業	製造品出荷額	過去3年間（2018～2020年度）の平均値 ※2013～2020年度で製造品出荷額が約2倍に増加しており、町の製造品出荷に係る経済構造が変化したものと考え、出荷額の変動が安定している過去3年間の平均値を用いました。
	建設業・鉱業	従業者数	2020年度の人口と将来人口の変化率
	農林水産業	従業者数	2020年度の人口と将来人口の変化率
業務その他部門		従業者数	2020年度の人口と将来人口の変化率
家庭部門		人口	本町の将来推計人口 ※まちの未来計画（岡垣町第6次総合計画）より。 2050年度の目標が示されていないため、2035～2040年度の変化率が2050年度まで継続すると仮定して推計しました。
運輸部門	自動車	自動車保有台数	2013～2020年度の台数を用いたトレンド推計
	鉄道	営業キロ数	2020年度の値を維持
廃棄物部門		人口	本町の将来推計人口 ※家庭部門における人口と同様としました。

(2) 推計結果

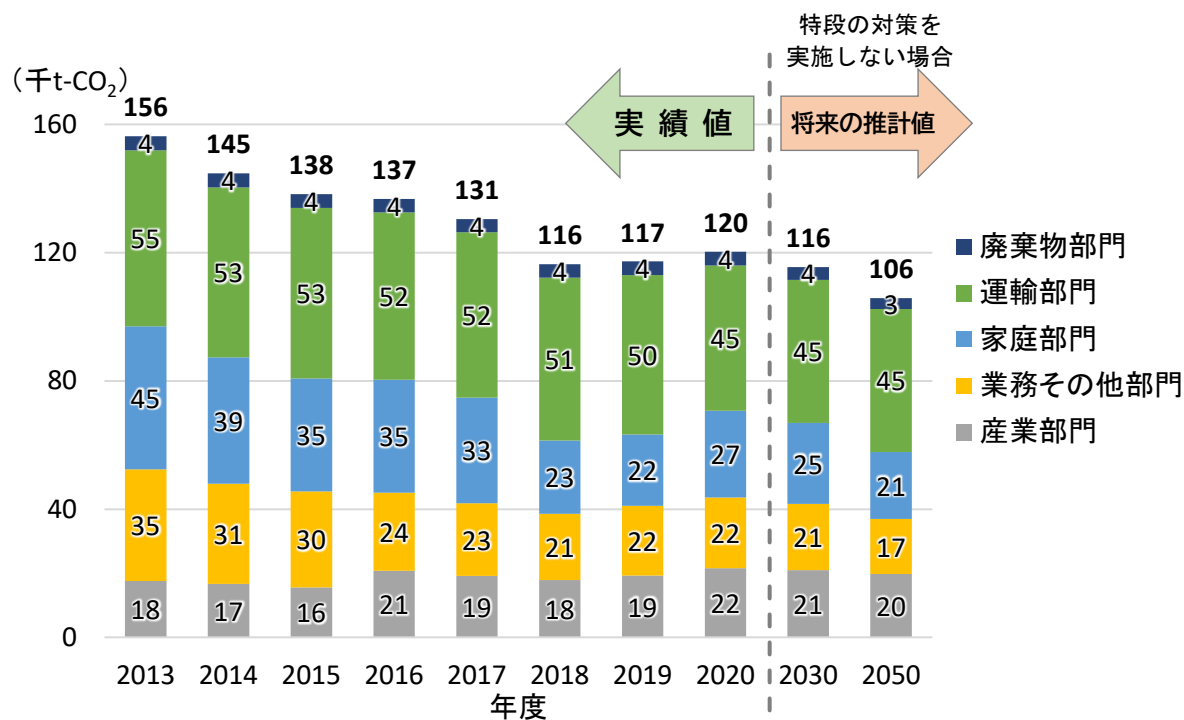
BAU ケースにおける二酸化炭素排出量の将来推計を行った結果、2030 年度では約 116 千 t-CO₂、2050 年度では約 106 千 t-CO₂ となりました。2013 年度と比較すると、2030 年度は約 26% の減少、2050 年度は約 32% の減少と見込まれます（表 13、図 46）。特に大きな減少が見込まれる業務その他部門や家庭部門は従業者数や人口の減少が要因です。

表 13 温室効果ガス排出量の将来推計

単位：t-CO₂

部門	区分	2013 <基準年度>	2020 <現況年度>	2030 <目標年度>	2030 年度の 2013 年度比	2050 <目標年度>	2050 年度の 2013 年度比
産業部門	製造業	17,595	21,573	20,964	19.1%	19,804	12.6%
	建設業・鉱業	12,241	14,339	14,201	16.0%	14,201	16.0%
	建設業・鉱業	1,319	1,138	1,064	-19.3%	882	-33.2%
	農林水産業	4,035	6,095	5,699	41.2%	4,721	17.0%
業務その他部門	34,808	22,124	20,685	-40.6%	17,137	-50.8%	
家庭部門	44,702	27,027	25,269	-43.5%	20,934	-53.2%	
運輸部門	自動車	54,875	45,293	44,610	-18.7%	44,610	-18.7%
	自動車	52,357	43,335	42,652	-18.5%	42,652	-18.5%
	鉄道	2,519	1,958	1,958	-22.3%	1,958	-22.3%
廃棄物部門	4,368	4,285	4,006	-8.3%	3,319	-24.0%	
合計		156,348	120,301	115,535	-26.1%	105,803	-32.3%

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。



注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図 46 部門別温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU ケース)

2. 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」に掲載されている「自治体再エネ情報カルテ」による本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは下記のとおりです(表14)。

電気では、太陽光のみ導入ポテンシャルありとされており、建物系(官公庁、病院、学校、戸建住宅、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅)のポテンシャルが土地系(最終処分場、田畑、荒廃農地、ため池)よりも高くなっています。一方、熱では、太陽熱と地中熱がポテンシャルありとされていますが、地中熱はイニシャルコスト(初期設置費用)が高い、自然の力を利用するため、細かい温度調整や急速な温度調整ができないといったデメリットがあります。

表 14 本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位
太陽光	建物系	45.554	MW
		57,394.643	MWh/年
	土地系	20.461	MW
		25,769.255	MWh/年
	合計	66.015	MW
		83,163.897	MWh/年
風力	陸上風力	0.000	MW
		0.000	MWh/年
中小水力	河川部	-	MW
		-	MWh/年
	農業用水路	-	MW
		-	MWh/年
	合計	-	MW
		-	MWh/年
地熱	蒸気フラッシュ	0.000	MW
		0.000	MWh/年
	バイナリー	0.000	MW
		0.000	MWh/年
	低温バイナリー	0.000	MW
		0.000	MWh/年
	合計	0.000	MW
		0.000	MWh/年
再生可能エネルギー(電気)合計		66.015	MW
		83,163.897	MWh/年
太陽熱	太陽熱	89,502.111	GJ/年
地中熱	地中熱(クローズドループ)	554,109.364	GJ/年
再生可能エネルギー(熱)合計		643,611.475	GJ/年
木質バイオマス	発生量(森林由来分)	-	千 m ³ /年
	発熱量(発生量ベース)	-	GJ/年

注) 本町内に観測地点がない等、ポテンシャル推計のための資料がないものは「-」表示にしています。
資料：自治体再エネ情報カルテ【再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)】、環境省

3. 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 目標設定の基本的な考え方

2021年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正、公布され、2050年カーボンニュートラルが同法の基本理念として位置付けられました。同年10月には地球温暖化対策計画が改定され、2030年度における削減目標および部門別削減率が示されました（表15）。

また、福岡県も2022年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を策定し、2050年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、2030年度における削減目標および部門別削減率を示しています（表16）。

これらを踏まえて本町の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、行政・住民・事業者がそれぞれで、また、協力して温暖化対策に取り組むことで温室効果ガス排出量を削減し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

表15 国の温室効果ガス削減目標の部門別削減率 単位：百万t-CO₂

部門	年度	2013年度 ＜基準年度＞	2030年度 ＜目標年度＞	削減率
				対2013年度比
二酸化炭素		1,317	747	-43%
エネルギー起源		1,235	677	-45%
産業部門		463	289	-38%
業務その他部門		238	116	-51%
家庭部門		208	70	-66%
運輸部門		224	146	-35%
エネルギー転換部門		106	56	-47%
非エネルギー起源		82.3	70.0	-15%
メタン		30.0	26.7	-11%
一酸化二窒素		21.4	17.8	-17%
代替フロン等4ガス		39.1	21.8	-44%
温室効果ガス吸収源		-	-47.7	-
合計		1,408	766	-46%

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。
資料：地球温暖化対策計画、閣議決定

表16 福岡県の温室効果ガス削減目標の部門別削減率 単位：万t-CO₂

部門	年度	2013年度 ＜基準年度＞	2030年度 ＜目標年度＞	削減率
				対2013年度比
二酸化炭素		6,100	3,279	-46%
エネルギー起源		5,402	2,686	-50%
産業部門		2,247	1,258	-44%
業務部門		1,113	468	-58%
家庭部門		1,009	323	-68%
運輸部門		969	601	-38%
エネルギー転換部門		65	37	-43%
非エネルギー起源		698	593	-15%
工業プロセス分野		613	509	-17%
廃棄物分野		85	85	0%
メタン		36	30	-16%
一酸化二窒素		44	33	-24%
代替フロン等4ガス		7	7.5	1%
温室効果ガス吸収源		-79	-54	-32%
合計		6,108	3,296	-46%

資料：福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）

(2) 削減目標

1) 2050 年度の目指すべき姿（長期目標）

国や福岡県が掲げている「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を踏まえて、本町の 2050 年度の目指すべき姿を次のとおり設定します。

【長期目標】

2050 年度に本町の温室効果ガス排出の実質ゼロ※
（=2050 年カーボンニュートラル）を目指します。

※排出の実質ゼロ：温室効果ガスの排出量から、温室効果ガス吸収源による吸収量を差し引いた値をゼロとするもの

2) 2030 年度の削減目標（中期目標）

本町の 2030 年度における削減目標を次のとおり設定します。

【中期目標】

2030 年度における本町の温室効果ガス排出量を 2013 年度に比べて
実質 46%削減することを目指します。

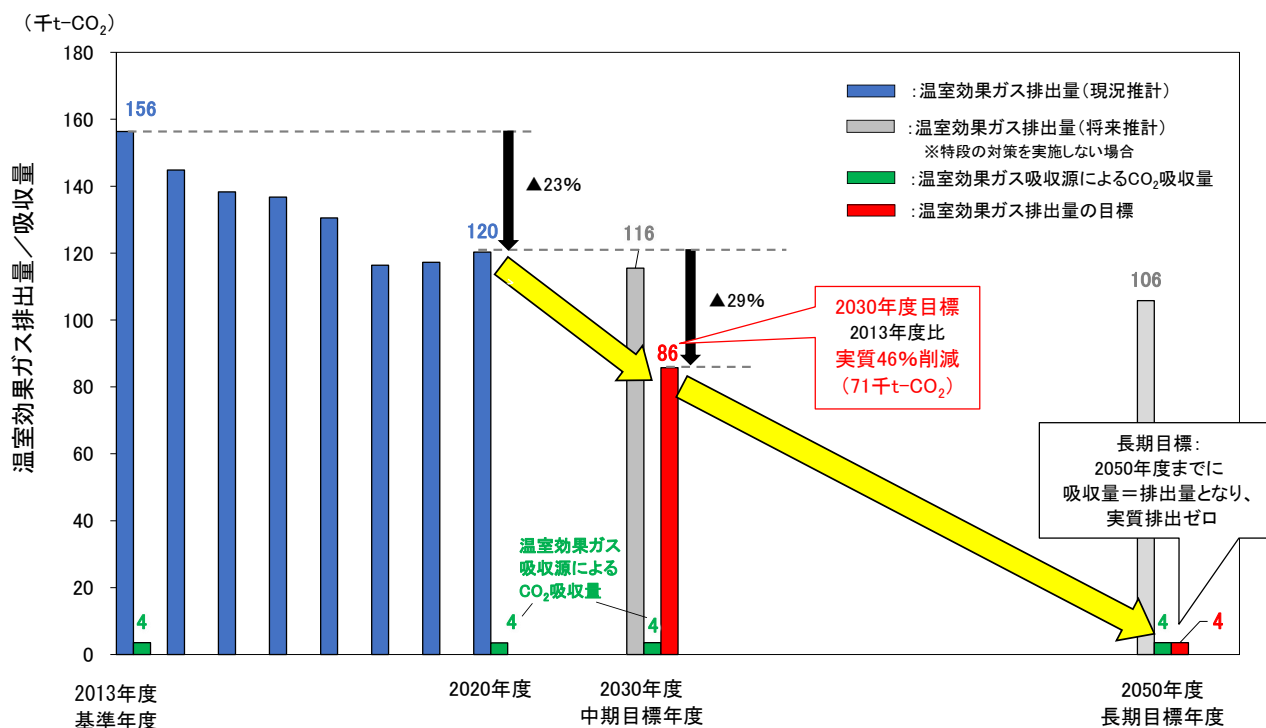


図 47 本町の温室効果ガス削減目標（イメージ）

(3) 部門別の削減率および指標

本町の削減目標を達成するための部門別削減率および指標を示します（表 17、図 48）。

表 17 本町の削減目標を達成するための部門別削減率

単位：t-CO₂

部門	2013 年度	2030 年度		2050 年度	
		排出量	2013 年度比	排出量	2013 年度比
産業部門	17,595	13,040	-25.9%	540	-96.9%
製造業	12,241	6,591	-46.2%	273	-97.8%
建設業・鉱業	1,319	905	-31.4%	37	-97.2%
農林水産業	4,035	5,544	37.4%	230	-94.3%
業務その他部門	34,808	13,704	-60.6%	568	-98.4%
家庭部門	44,702	14,276	-68.1%	591	-98.7%
運輸部門	54,875	40,724	-25.8%	1,687	-96.9%
自動車	52,357	39,430	-24.7%	1,633	-96.9%
鉄道	2,519	1,294	-48.6%	54	-97.9%
廃棄物部門	4,368	4,006	-8.3%	166	-96.2%
温室効果ガス排出量合計	156,348	85,751	-45.2%	3,551	-97.7%
温室効果ガス吸収源	-3,530	-3,540	0.3%	-3,551	0.6%
排出量－（再生可能エネルギー導入削減量＋温室効果ガス吸収源）	152,818	82,211	-46.2%	0	-100.0%

注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

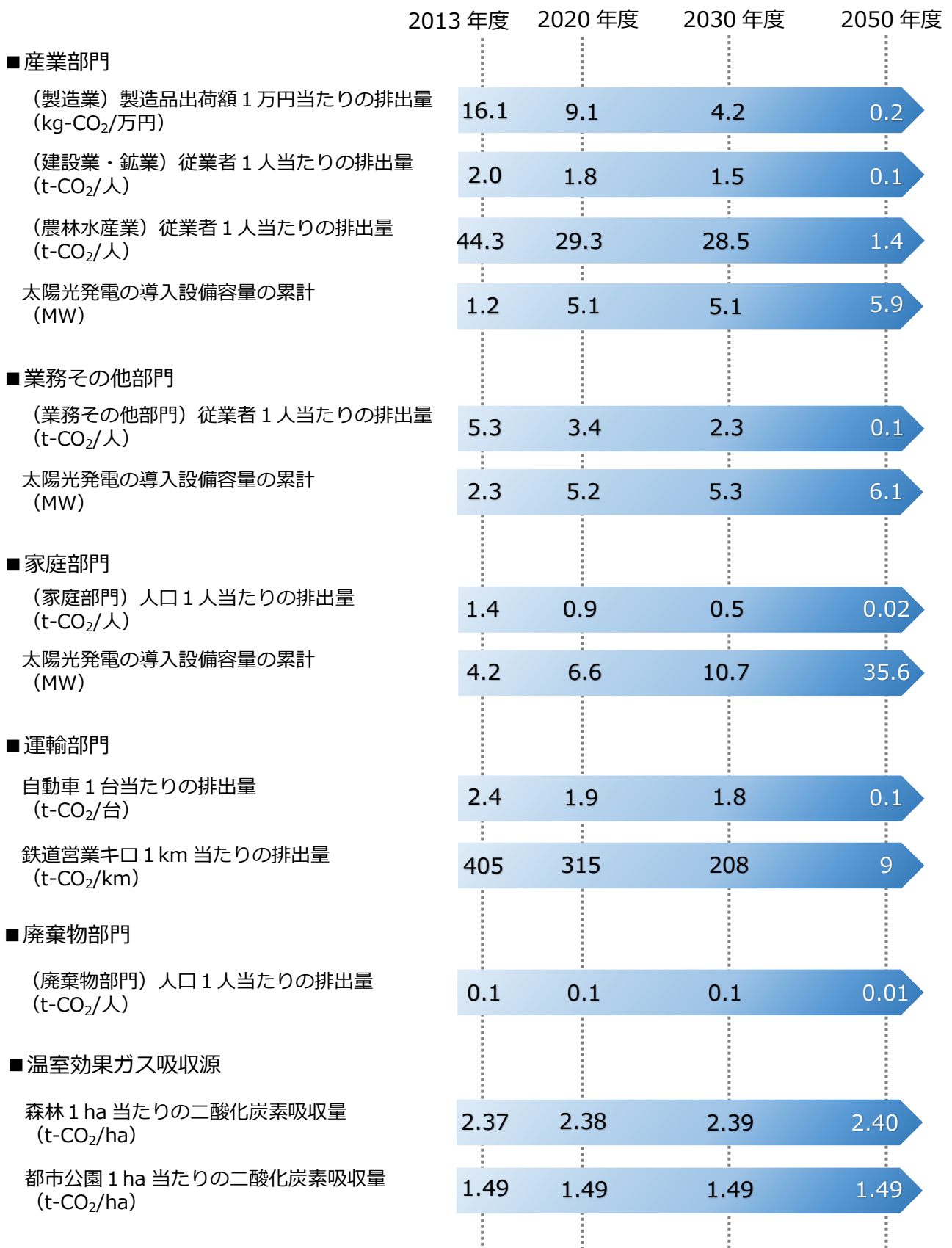


図 48 本町の削減目標を達成するための指標

(4) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョン

2050年カーボンニュートラルの実現に向けたビジョンは下記のとおりです。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた基本的な考え方

本町の地域資源である自然や景観と調和しながら、徹底した省エネルギー、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組み、2050年カーボンニュートラルを実現します。併せて蓄電池の活用などにより災害へのレジリエンスの強化、公共交通機関の充実などにより、将来世代も安心して暮らせる豊かなまちを形成します。

行政・住民・事業者がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力しながら、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めていきます。

2050年の将来像

【産業部門】

製造業では省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備が導入され、カーボンニュートラルな生産が実践されています。また、蓄電池も設置されており、効率的なエネルギー利用とレジリエンスの強化が図られています。

【業務その他部門】

新築の建築物はすべて ZEB を達成し、既存の建築物にも省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備が導入され、カーボンニュートラルな事業活動が実践されています。蓄電池も設置されており、効率的なエネルギー利用とレジリエンスの強化が図られています。

【家庭部門】

新築の住宅はすべて ZEH を達成し、既存の住宅にも省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備が導入され、カーボンニュートラルと快適な暮らしが両立しています。蓄電池も設置されており、効率的なエネルギー利用とレジリエンスの強化が図られています。

【運輸部門】

自動車はすべて電動車（電気自動車や燃料電池自動車など）に変わり、災害時の電源としても機能しています。鉄道は車両の省エネルギー化が進み、再生可能エネルギー由来の電力が使用されています。こうした取り組みとコンパクトなまちづくり、物流の効率化により、行政・住民・事業者、来訪者の移動時のカーボンニュートラルが実現されています。

【廃棄物部門】

3Rが定着し、循環型社会が形成されています。施設に省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備が導入され、カーボンニュートラルな施設運用が実践されています。

【温室効果ガス吸収源】

森林やまちの緑、藻場は、行政・住民・事業者の協力による適切な維持管理と保全・拡大が図られ、二酸化炭素吸収機能を効果的に発揮しています。木材の有効利用により、炭素が長期間固定化されています。

第4章 温室効果ガス排出削減などに関する施策・対策・指標

1. 施策の体系

ビジネススタイルの転換
~Zero carbon business style~
<産業部門、業務その他部門>

【行政】

- 省エネルギー対策・再生可能エネルギー設備導入の普及啓発
 - 省エネルギー対策・再生可能エネルギー設備導入の支援
 - 近隣自治体などと連携した取り組み
 - 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進
 - 再生可能エネルギー設備の導入
 - 再生可能エネルギー由来電力の利用
- ※右記事業者としての取り組みも実施

【事業者】

- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入
- 再生可能エネルギー由来電力の利用
- 社員教育
- 省エネルギーの取り組み
- 国県町の取り組みへの参加

ライフスタイルの転換
~Zero carbon lifestyle~
<家庭部門>

【行政】

- 省エネルギー対策・再生可能エネルギー設備導入の普及啓発
- 省エネルギー対策・再生可能エネルギー設備導入の支援
- 近隣自治体などと連携した取り組み
- 環境に配慮したイベントなどの開催

【住民】

- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入
- 再生可能エネルギー由来電力の利用
- 省エネルギーの取り組み
- 国県町の取り組みへの参加
- 環境イベントなどへの参加

移動手段の転換と
コンパクトなまちづくり
~Zero carbon transportation
& compact city~
<運輸部門>

【行政】

- ノーマイカーの普及啓発
- 歩道・自転車利用環境の整備
- 都市機能の集約化・スマートコミュニティの推進
- 自治体 DX の推進

【行政】【住民】【事業者】

- 低公害車・電動車の導入
- エコドライブの実践
- 自動車から公共交通、徒歩・自転車への転換
- 物流の効率化
- 利用しやすい公共交通サービスの提供

循環型社会の形成
~Zero carbon waste~
<廃棄物部門>

【行政】

- ごみ減量化・再資源化の普及啓発
- ごみ減量化・再資源化の研究・支援
- 資源物回収の環境整備
- リユース機会の提供
- ごみ処理施設の脱炭素化

【住民】【事業者】

- 資源物回収への協力
- 分別ルールへの遵守
- 食品ロスの削減、生ごみの水切り・たい肥化
- リサイクル製品の利用
- 製品製造時のリユースなどへの配慮
- 使用済み製品の回収・リサイクル

水と緑にあふれるまちづくり
~Blue & Green City~
<温室効果ガス吸収源>

【行政】

- 森林保全・拡大の普及啓発・人材育成
- 活動団体の支援
- 森林の整備
- 都市緑化の推進
- 公共施設建築時の木材利用の検討
- ブルーカーボンの支援・研究

【住民】【事業者】

- 所有山林の維持管理
- 住宅・事業所建築時の木材利用の検討
- イベントやボランティア活動への参加

図 49 施策体系図

2. 部門別の施策・対策・指標

(1) 産業部門、業務その他部門



ビジネススタイルの転換 ～Zero carbon business style～

本町の温室効果ガス排出量の36%を産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）および業務その他部門（商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業など）が占めており、事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進する必要があります。

そこで、社員教育や普及啓発による事業者の意識変革を図るとともに、事業者が省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー行動の実践などに取り組むことで、脱炭素なビジネススタイルへの転換を促します。

行政の取り組み

●事業所における省エネルギー対策と再生可能エネルギー設備導入の普及啓発

広報おかがきや町公式ホームページで省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入に関する情報を発信します。

また、環境省「エコアクション21」や福岡県「エコ事業所登録」の取り組みを事業者に対して普及啓発します。

●事業者における省エネルギー対策と再生可能エネルギー設備導入の支援

国や県の補助制度の拡充を要請するとともに、事業所における省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入に関する補助制度を検討します。

●地球温暖化防止活動推進センターおよび近隣自治体などとの連携

福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携し、各種イベントや地域活動などの機会を利用して事業者に対する省エネルギーや再生可能エネルギーに関する取り組みを普及啓発します。

また、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所や近隣市町と連携し、広域的な取り組みを実施します。

●岡垣町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

岡垣町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、日常における省エネルギー行動、適切な設備運用改善、省エネルギー設備の導入・更新に取り組めます。

●公共施設への再生可能エネルギー設備の導入推進

設置可能な既存の公共施設には太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備を導入します。また、公共施設を新築する際は再生可能エネルギー設備を導入します。

●公共施設の再生可能エネルギー由来電力の利用

公共施設の電力契約にあたっては、再生可能エネルギー100%由来の電力を選択します。

事業者の取り組み

- 採光、通風、断熱などに配慮した施設とし、太陽光発電システム、燃料電池、コージェネレーション、廃熱利用などの省エネルギー・再生可能エネルギー設備を導入します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を利用します。
- 地球温暖化対策の必要性の認識を高めるための社員教育を実施します。
- 冷暖房や照明の適正使用、エネルギー利用設備の適切な運転管理など、事業所での省エネルギーを進めます。
- 環境省「エコアクション 21」や福岡県「エコ事業所」、本町の環境イベントなどの取り組みに参加し、環境負荷の少ない事業活動を進めます。

表 18 産業部門の指標

項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
(製造業) 製造品出荷額 1 万円当たりの CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂ /万円)	16.1	9.1	4.2	0.2
(建設業・鉱業) 従業者 1 人当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /人)	2.0	1.8	1.5	0.1
(農林水産業) 従業者 1 人当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /人)	44.3	29.3	28.5	1.4
太陽光発電の導入設備容量の累計 (MW)	1.2	5.1	5.1	5.9

表 19 業務その他部門の指標

項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
(業務その他部門) 従業者 1 人当たりの排出量 (t-CO ₂ /人)	5.3	3.4	2.3	0.1
太陽光発電の導入設備容量の累計 (MW)	2.3	5.2	5.3	6.1



(2) 家庭部門

ライフスタイルの転換 ～Zero carbon lifestyle～

本町の温室効果ガス排出量の22%を家庭部門（一般家庭）が占めており、家庭における温室効果ガス排出削減対策を推進する必要があります。

そこで、住民一人一人の意識を変えるための普及啓発を進めるとともに、住民それぞれが省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の導入、省エネルギー行動を実践することにより、脱炭素なライフスタイルへの転換を促します。

行政の取り組み

●家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入の普及啓発

広報おかがきや町公式ホームページで省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入に関する情報を発信します。

また、環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」や福岡県「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」「ふくおかエコライフ応援ブック」、本町「岡垣町環境家計簿」の取り組みを住民に対して普及啓発します。

●家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入の支援

国や県の補助制度の拡充を要請するとともに、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備導入に関する補助制度を検討します。

●地球温暖化防止活動推進センターおよび近隣自治体などとの連携

福岡県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携し、各種イベントや地域活動などの機会を利用して住民に対する省エネルギーや再生可能エネルギーに関する取り組みを普及啓発します。

また、福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所や近隣市町と連携し、広域的な取り組みを実施します。

●環境に配慮したイベントなどの開催

イベントなどを開催する際は、廃棄するごみの分別を徹底することや、使用する照明はLEDを使用するなど、環境に配慮します。

住民の取り組み

- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備を導入します。
- 再生可能エネルギー由来の電力を利用します。
- 省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（デコ活）」を実践します。
- 電気は小まめに消す、冷暖房は控えめにする、使わない電気製品のコンセントを抜くなど、家庭での省エネルギー行動を実践します。
- LED照明などの省エネルギー型の設備・機器への買い替えや住宅の断熱化を実施します。
- 環境省「うちエコ診断」を受診し、家庭のエネルギーの使い方を見直します。
- 福岡県「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」「ふくおかエコライフ応援 book」を参考に、省エネルギー・節電に取り組む「エコファミリー」に参加します。
- 本町の「岡垣町環境家計簿」の取り組みや各種講演会に参加します。

表 20 家庭部門の指標

項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
(家庭部門) 人口 1 人当たりの排出量 (t-CO ₂ /人)	1.4	0.9	0.5	0.02
太陽光発電の導入設備容量の累計 (MW)	4.2	6.6	10.7	35.6



(3) 運輸部門

移動手段の転換とコンパクトなまちづくり

～Zero carbon transportation & compact city～

本町の温室効果ガス排出量の38%を運輸部門（自動車、鉄道）が占めており、その大部分が自動車からの排出となっているため、運輸部門からの温室効果ガス排出を削減することが重要です。

そこで、低公害車や電動車への買い替えを促進するとともに、住民や来訪者の利便性向上を図りながら環境負荷の少ない交通体系を構築するために、公共交通機関の利用および自転車、徒歩での移動を促進します。また、都市機能の集約化やスマートコミュニティの推進を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。

行政の取り組み

●自動車から公共交通、徒歩・自転車への転換の普及啓発と促進

「ノーマイカー」の取り組みを広報おかがきや町公式ホームページを活用して普及・啓発することなどにより、公共交通機関の利用を促進します。

●歩道および自転車利用環境の整備

歩道の整備や自転車利用環境の整備を推進することによって、まちなかを安心して歩行、自転車通行のできる環境づくりを進めます。

●都市機能の集約化・スマートコミュニティの推進

立地適正化計画などを踏まえて都市機能の集約化・スマートコミュニティづくりを推進します。

●自治体 DX の推進

役場に来庁せずいつでも、どこでも、手続きが簡単に完結できるよう行政手続きのオンライン化をはじめとするDXの取り組みを推進するなど、住民の利便性の向上に繋がります。

行政・住民・事業者の取り組み

- 自動車を購入するときは低公害車や電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車、燃料電池車）を選びます。
- 自動車を運転するときはエコドライブを実践します。
- 外出の際には徒歩、自転車、公共交通機関（路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、鉄道）を利用するよう心掛けます。
- 事業者は、配送システムなどの物流の効率化を図ります。
- 公共交通機関の事業者は、車両の省エネルギー化や再生可能エネルギー100%由来の電力の使用を検討し、住民や来訪者が利用しやすい公共交通サービスの提供に努めます。

表 21 運輸部門の指標

項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
自動車 1 台当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /台)	2.4	1.9	1.8	0.1
鉄道営業キロ 1 km 当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /km)	405	315	208	9



本町の中心を通る国道 3 号



(4) 廃棄物部門

循環型社会の形成 ～Zero carbon waste～

廃棄物処理や製品の製造に伴う温室効果ガス排出の抑制、および海洋プラスチックごみの削減のために、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で、または他の主体との連携により、排出量の抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再資源化（Recycle リサイクル）という3Rを推進し、循環型社会の構築に取り組んでいきます。

行政の取り組み

●ごみ減量化・再資源化の普及啓発

広報おかがきや町公式ホームページで情報を発信するとともに、分別ガイドブックを作成し配布します。また、講演会などを催し、普及啓発に努めます。

●ごみ減量化・再資源化の研究・支援

減量化や資源物回収の活動を支援し、補助金を交付するとともに、地域や企業と連携し、食品ロスなど生ごみの減量化に向けた取り組みや製品プラスチックの資源化について検討します。また、太陽光パネルのリサイクルに関する情報を適宜収集し、啓発します。

●資源物回収の環境整備

資源物回収団体と連携し、より多くの方が資源物回収を利用できる環境づくりを進めます。

●リユース機会の提供

フリーマーケットの開催を支援し、資源の再利用に努めます。

●ごみ処理施設の脱炭素化

ごみ処理施設への再生可能エネルギー設備や再生可能エネルギー由来の電力の導入を検討します。

住民・事業者の取り組み

- 資源物回収に協力します。
- ごみの分別ルールを守ります。
- 食材を使い切る、食べ残しをしないなど、食品ロスの削減を心掛けます。また、生ごみの水切り、たい肥化を徹底します。
- リサイクル製品を積極的に利用します。
- リユースのしやすさを考慮するとともに、製品を作る時に、原材料を無駄なく使う工夫をします。
- 使用済みとなった製品の回収・リサイクルに努めます。

表 22 廃棄物部門の指標

項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
(廃棄物部門) 人口 1 人当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /人)	0.1	0.1	0.1	0.01



生ごみのたい肥化



資源物回収



ごみ処理中継施設「遠賀・中間リレーセンター」



リサイクル施設「中間・遠賀リサイクルプラザ」

(5) 温室効果ガス吸収源



水と緑にあふれるまちづくり ～Blue & Green City～

森林やまちの緑、藻場などの海洋生態系は、二酸化炭素を吸収する機能を有しており、この機能を適切に発揮させるための取り組みは、省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備の導入とともに重要です。

そこで、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・拡大やまちの緑化、藻場の保全・拡大を進めていきます。また、森林が吸収した炭素を長期間固定化するために、公共施設や住宅、事業所の建築・建替え時における木材利用を促進します。

行政の取り組み

●森林保全・拡大の普及啓発と人材育成

森林保全・拡大の普及啓発や森林を保全するリーダー養成講座を行います。

●森林保全活動団体の支援

三里松原の保全活動（松葉かきや植樹）など、地域・ボランティア団体の間伐・伐採・植栽活動を支援します。また、竹以外の樹木を植え、竹の侵入を防ぐ取り組みを支援します。

●森林の整備

国の森林環境譲与税や福岡県の森林環境税を活用した森林整備を推進します。また、放置竹林の整備など、荒廃した森林を再生する取り組みを進めます。

●都市緑化の推進

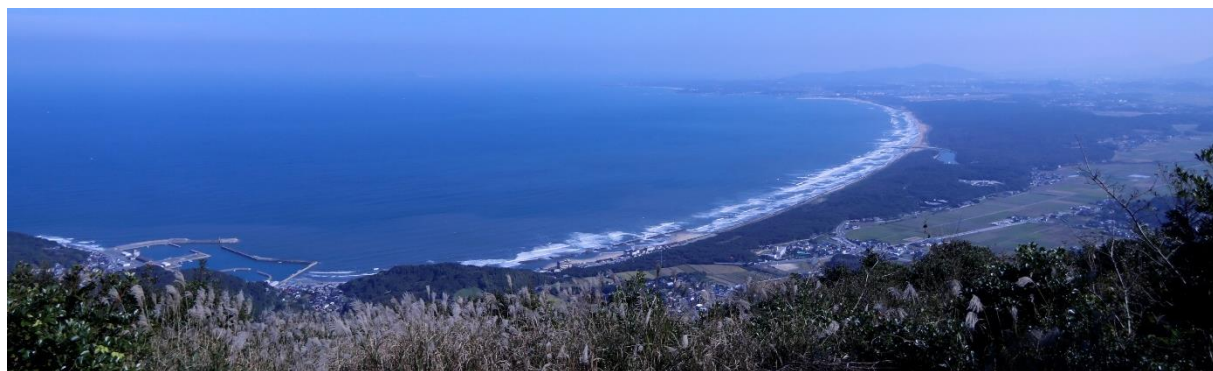
まちの緑化を推進します。

●公共施設建築時の木材利用の検討

森林が吸収した炭素を長期間固定化するために、公共施設での県内産の木材利用を検討するとともに、事業者や住民に対し、建築物における木材利用を勧めます。

●海藻・海草の保全・拡大（ブルーカーボンの支援・研究）

ブルーカーボンの吸収源としての藻場を保全・拡大するために、現状把握と方策の検討を行うとともに、海岸・河川清掃やウニ駆除、母藻投入などを実施、支援します。



湯川山から玄海国定公園「三里松原」を望む

住民・事業者の取り組み

- 所有する山林を適切に維持管理し、多面的な機能を発揮させます。
- 住宅や事業所の建築・建替えをするときは、木材の利用を検討します。
- 行政・地域・ボランティア団体が実施する間伐・伐採・植栽活動や、海岸・河川清掃に参加・協力します。

表 23 温室効果ガス吸収源の指標

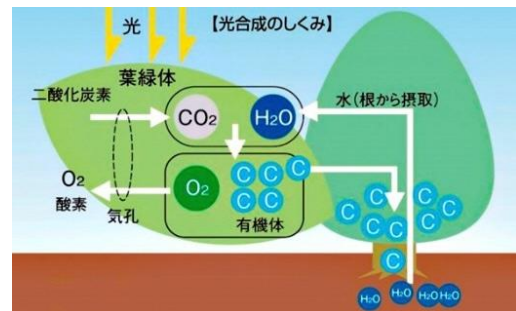
項目	2013 年度	2020 年度	2030 年度	2050 年度
森林 1 ha 当たりの CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂ /ha)	2.37	2.38	2.39	2.40
都市公園 1 ha 当たりの CO ₂ 吸収量 (t-CO ₂ /ha)	1.49	1.49	1.49	1.49

【コラム】森林の二酸化炭素吸収効果

地球温暖化の防止には、温室効果ガス、中でも温暖化への影響が最も大きいとされる二酸化炭素の大気中の濃度を増加させないことが重要です。

地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしています。

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え、成長します。



■森林はどのぐらいの量の二酸化炭素を吸収している？

スギの 36～40 年生の人工林がこれまでに吸収してきた量と 1 年間に吸収する量

樹木が吸収し蓄積する二酸化炭素の量は一本一本異なっています。例えば、適切に手入れされている 36～40 年生のスギ人工林は 1 ヘクタール当たり（スギ 1,000 本の立ち木があると仮定）約 302 トンの二酸化炭素（炭素に換算すると約 82 トン）を蓄えていると推定されます。

また、この 36～40 年生のスギ人工林 1 ヘクタールが 1 年間に吸収する二酸化炭素の量は、約 8.8 トン（炭素量に換算すると約 2.4 トン）と推定されます。

岡垣町内の 1 世帯から 1 年間に排出される二酸化炭素の量は、2020 年の場合、2,230 キログラムでした。これは、36～40 年生のスギ約 7 本が蓄えている量と同じぐらいです。また、この排出量を、40 年生のスギが 1 年間で吸収する量に換算した場合、スギ 253 本分の吸収量と同じぐらいということになります。

成長期の若い森林では樹木が二酸化炭素をどんどん吸収して大きくなりますが、成熟した森林は吸収能力が低下していきます。二酸化炭素の吸収機能を効果的に発揮させるためには、更新（地拵え、地表かきおこし、植栽など）、保育（下刈、除伐など）、間伐、主伐などの適切な維持管理が重要です。

第5章 区域施策編の実施および進捗管理

1. 実施

「第1章3（5）計画の推進体制」で定めた推進体制に基づき、庁内関係部署や庁外関係者との適切な連携の下に、実施すべき施策・対策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。

2. 進捗管理・評価

計画の進捗管理は、PDCA サイクルに基づいて行います。毎年、温室効果ガスの現状推計を行って削減目標の達成状況を確認するとともに、計画に基づく施策・対策の実施状況を把握し、その結果に基づく評価と改善を実施し、その後の施策・対策に活かしていきます(図 50)。

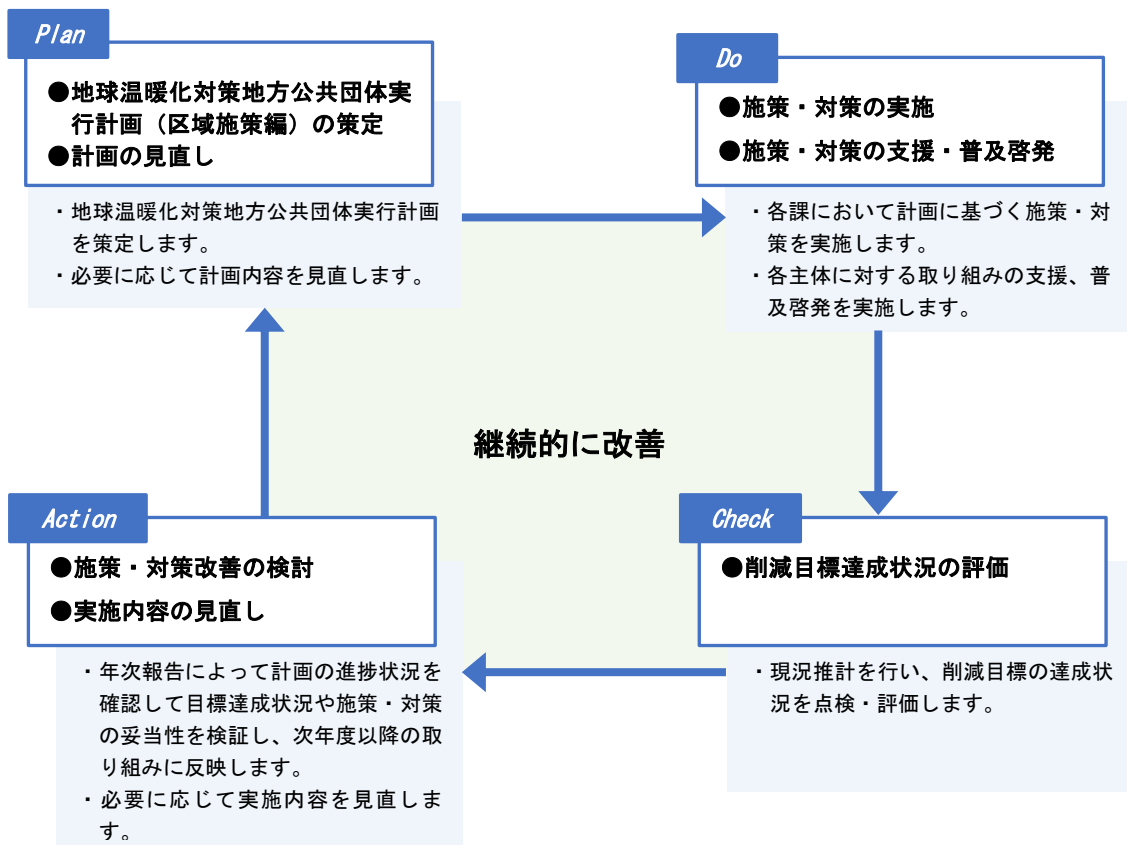


図 50 計画の進捗管理

3. 見直し

本計画は、毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化などに応じて、適切に見直します。

資料編

1. 計画策定の経緯

日付	内容
令和5年9月	策定業務開始
令和5年11月8日	庁内協議
令和5年11月13日	庁内協議
令和5年11月17日～11月28日	庁内協議（各課調査）
令和5年12月7日	岡垣町環境審議会
令和5年12月7日～12月18日	岡垣町環境審議会（意見集約）
令和5年12月16日～12月25日	パブリックコメント
令和5年12月26日	岡垣町環境審議会
令和5年12月27日	庁内協議

岡垣町環境審議会委員名簿

令和6年1月現在

役職	氏名	所属など
会長	小島 治幸	九州共立大学名誉教授
副会長	黎 暁紅	北九州市立大学国際環境工学部教授
委員	占部 美保	福岡県地球温暖化防止活動推進員
委員	石田 拓司	岡垣町教育委員会(校長会)
委員	石田 隆男	岡垣町環境衛生協議会
委員	小島 俊哉	岡垣緑のまちづくりの会
委員	平井 政秀	三里松原を愛し守る会

(敬称略)

2. 岡垣町環境基本条例

平成 14 年 4 月 1 日岡垣町条例第 9 号

岡垣町環境基本条例

私たち岡垣町民は、響灘と三里松原、孔大寺山系に属する山々に抱かれ、その自然の恵みのもとで生活を営んできた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するとともに、先人が守りつづけた豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

私たちは、生態系の一部として存在し、限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、健康で文化的な生活を確保するとともに、循環する自然の生態系に配慮しながら、人間生活の発展が自然環境と調和し、適正に維持され持続することが可能な社会を築いていかなければならない。

ここに、町、事業者及び町民が連携し、協力し合って、良好な環境を保全していく社会を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、自然環境を継承しつつ町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 自然の多様な生命が生存できる自然環境並びに自然環境が持続され町民が健康で文化的な生活を営むことができる社会環境をいう。
- (2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 町民 町内に居住している者、町外から通勤している者及び町内を訪れている者をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、町民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、総合的な計画として環境ビジョン（環境共生行動計画）を策定し、これに基づき施策を実施しなければならない。実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

- 2 町は、教育活動及び広報活動等を通じて、町民の環境に関する意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減と良好な環境の保全に努めるとともに、町の実施する施策に協力しなければならない

(町の施策)

第7条 町は、次に掲げる各号を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動植物の生息又は生育と希少な動植物の保護に配慮し、その健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 豊かな緑や地下水など恵まれた自然環境の保全、自然環境を活かした景観の形成及び文化財の保護を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第8条 町は、良好な環境の保全に関わる広域的な取り組みが必要とされるときは、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第9条 町は、国、他の地方公共団体、事業者及び町民と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の支援)

第10条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間団体の環境の保全に資する自発的な活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(指導等)

第11条 町は、環境への負荷を防止し、またこれを除去するため、事業者及び町民に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 町は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告にしたがわないときは、その旨及びその勧告の内容を公表する。

(年次報告等)

第12条 町長は、その年に実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにし、公表するものとする。

(審議会の設置)

第13条 町は、岡垣町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境ビジョンその他良好な環境の保全に関する基本的事項を審議する。
- 3 審議会は、良好な環境の保全に関する事項に関して、町長に意見を述べることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 用語集

五十音順

あ行

一酸化二窒素(N ₂ O)	2個の窒素原子と1個の酸素原子が直線状に並んだ化合物です。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、排水処理に伴って排出されます。
移動平均	時系列データにおいて、一定期間の間隔を定め、その間隔内の平均値を連続して計算することによって長期的な傾向を把握する統計手法です。
イノベーション	語源は、英語で「革新する」、「刷新する」という意味の動詞イノベイト (innovate) の名詞形イノベーション (innovation) です。新製品の開発、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料・新資源の開発、新組織の形成などによって、経済発展や景気循環がもたらされるとする概念です。日本では「技術革新」の同義語として使われています。
インフラ	英語のインフラストラクチャー (infrastructure) の略で、産業や社会生活の基盤となる施設のことです。
営業キロ数	鉄道の営業線の長さを示すキロ程 (キロメートルを単位として表した道のり) の値です。本計画では本町内を走る JR の線路の距離を図上計測した値を用いています。
エコアクション 21	中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告を一つに統合した環境配慮のツールです。幅広い事業者に対して環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。
エコドライブ	燃料消費量や二酸化炭素 (CO ₂) 排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心掛けのことです。エコドライブには、発進時の加速を緩やかにする、加速減速の少ない運転をする、停止するときに早めにアクセルから足を離す、エアコンの使用を控えめにすることなどがあります。
エネルギー起源 CO ₂ 、 エネルギー起源二酸化炭素	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用に伴って排出される二酸化炭素 (CO ₂) のことです。
エネルギー転換部門	石油・石炭などを電力などの他のエネルギーに転換する部門です。事業用発電 (発電所)、地域熱供給、石油製品製造などがこの部門に該当します。
エネルギーマネジメントシステム	エネルギーの使用状況を可視化し、照明や空調、設備機器の稼働を制御することでエネルギーの運用を最適化するためのシステムです。
エンパワーメント	社会、組織の構成員一人一人が、発展や改革に必要な力をつけるという意味の言葉です。

温室効果ガス	大気を構成する気体で赤外線を吸収し再放出するため、地球を暖める温室効果を持つ気体です。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の7物質が温室効果ガスと定義しています。
か行	
化石燃料	地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物で、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののことです。
環境負荷	人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものです。
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する言葉です。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。
カーボンプライシング	炭素に価格を付け、排出者の行動を変容させる政策手法です。①炭素税（燃料・電気の利用に対して、その量に比例した課税を行うことで炭素に価格をつける仕組み）、②国内排出量取引（企業ごとに排出量の上限を決め、上限を超過する企業と下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組み）、③クレジット取引（CO ₂ 削減価値を証書化し、取引を行うもの）などがあります。
カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ	カーボンプライシングは、炭素排出に値付けすることにより、グリーントランスフォーメーション（GX）関連製品・事業の付加価値を向上させるものです。当初低い負担でカーボンプライシングを導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ示すことにより、GX投資の前倒しを促進することが可能となります。こうしたカーボンプライシングの特性をうまく活用して、事業者のGXに先行して取り組むインセンティブ（動機付け）を付与する仕組みのことです。
気候変動	十分に長い時間について平均した大気の状態を気候と呼びます。気候は、平均によって短時間の変動が取り除かれるため、それぞれの場所で現れやすい気象の状態と言えます。具体的には、ある期間の気温や降水量などの平均値や変動の幅によって表されます。平均期間よりも長い時間で見ると気候はさまざまな変動や変化をしており、これらを「気候変動」と呼びます。気候変動の要因には、自然起源の要因（太陽活動の変化や、火山噴火による大気中の微粒子「エアロゾル」の増加など）、人為起源の要因（人間活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化などによる温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加など）、地球内部の要因（大気・海洋・海面が自然法則に従って相互作用すること）があります。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援しています。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約のことです。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行うため 1992 年 5 月に採択され、1994 年 3 月に発効しました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施などの義務を課しています。
吸収源	大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる海洋や森林のことです。
業務その他部門	産業・運輸部門に属さない企業・法人部門であり、具体的には、小売・卸売業、サービス業（学校・病院などの個人向サービス業、飲食業、国・地方公共団体など）、製造業などの本社・研究所などの間接部門が含まれます。
グリーントランスフォーメーション (GX)	産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換することです。
グリーンリカバリー	新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法のことです。気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出すものです。
グローバル・ストックテイク	パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みのことです。
グローバル・パートナーシップ	世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携する、地球規模の協力関係のことです。
コージェネレーション	2つのエネルギーを同時に生産し供給するしくみです。現在主流となっているのは、「熱電併給システム」と呼ばれるもので、まず発電装置を使って電気をつくり、次に、発電時に排出される熱を回収して、給湯や暖房などに利用します。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスなど、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものです。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	窒素とふっ素の化合物で、無色無臭の気体です。温室効果ガスの一つで、NF ₃ の製造、半導体素子などの製造に伴って排出されます。
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	2015 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標です。序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs : 17 ゴール、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ (追跡調査) ・レビュー (検証) で構成されています。先進国を含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。
シェアリングサービス	物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称です。
省エネルギー	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うことをいいます。

循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物などとなることを抑制し、第二に排出された廃棄物などについてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」と定義しています。
スマートコミュニティ	家庭やビル、交通システムを IT ネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのことです。
生態系	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的环境（水、大気、光など）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりの概念を示す概念である。生態系には、広大な森林から小さな池までさまざまな大きさのものがああります。
生態系サービス	私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性を基盤とする生態系）から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれます。
生物季節	ほとんどの生物は季節性を持っており、気温や日照時間などの気象条件の季節的な変化を感知して応答しています。この生物の季節的な応答のことを生物季節といい、英語では Phenology（フェノロジー）と呼びます。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。生物多様性基本法では、さまざまな生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内にさまざまな差異が存在することを「生物の多様性」と定義しています。
ゼロカーボンシティ	2050 年に CO ₂ （二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自らがまたは地方自治体として公表された地方自治体のことです。
た行	
太陽光発電	シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法です。
代替フロン	オゾン層破壊物質としてモントリオール議定書で削減対象とされた「特定フロン」（クロロフルオロカーボン、CFC）を代替するために開発された物質のことで、水素原子を含むハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）などがあります。
脱炭素社会	パリ協定第 4 条 1 に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。
脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(デコ活)	2050 年カーボンニュートラルおよび 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。国、自治体、企業、団体、消費者などの連携により、①テレワークなどの働き方・暮らし方、②豊かな暮らしを支える製品・サービス、③インセンティブや情報発信を通じた行動変容、④地域独自の暮らし方を提案・支援するものです。

地域脱炭素ロードマップ	地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した計画です。
地球温暖化対策の推進に関する法律	地球温暖化対策を推進するための法律です。地球温暖化対策計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取り組みを強化するための措置、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」などについて定めています。
(地域)地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市などの市長によって指定されます。主な業務は地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」などです。
地中熱	浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーです。大気の温度に対して、地中の温度は地下10～15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなります。そのため、夏場は外気温度よりも地中温度が低く、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことから、この温度差を利用して効率的な冷暖房などを行います。
導入ポテンシャル	本計画の導入ポテンシャルは、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量のことです。
な行	
二酸化炭素(CO ₂)	大気中に約0.03%存在する無色・無臭の気体です。温室効果ガスの一つで、石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生します。
二国間クレジット制度(JCM)	途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラなどの普及や対策を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への日本の貢献を定量的に評価するとともに、日本の削減目標の達成に活用するものです。
は行	
排出係数	大気などへの化学物質の排出量を算定する際に用いる単位活動量当たりの化学物質排出量のことです。一般的に温室効果ガス排出量は、排出の原因となる活動の規模(活動量)にその活動量1単位当たりの排出係数を乗じて推計されます。
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	塩素を含まずオゾン層を破壊しないため、代替フロンの一つとして使用されています。温室効果ガスの一つで、クロロジフルオロメタンまたはHFCsの製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器および半導体素子などの製造、溶剤などとしてのHFCsの使用に伴って排出されます。
バイオマス	バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」です。

パリ協定	2015年12月にパリ（フランス）で開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際枠組みです。世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）を目指しています。
パーフルオロカーボン(PFCs)	フッ素と炭素からなる不活性の化合物で、半導体の洗浄や代替フロンの一つとして使用されています。温室効果ガスの一つで、アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子などの製造、溶剤などとしてのPFCsの使用に伴って排出されます。
非エネルギー起源CO ₂ 、非エネルギー起源二酸化炭素	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用などに伴って排出される二酸化炭素（CO ₂ ）のことです。
ブルーカーボン	沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼びます。2009年に公表された国連環境計画（UNEP）の報告書「Blue Carbon」において定義され、吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まるようになりました。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や干潟などの塩性湿地、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。
ま行	
メタン(CH ₄)	炭素原子1個と水素原子4個からなる化合物です。温室効果ガスの一つで、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養および排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用など、廃棄物の埋立処分、排水処理に伴って排出されます。
ら行	
ライフスタイル	人々の生活様式、行動様式、思考様式といった生活諸側面の社会的・文化的・心理的な差異を全体的な形で表現した言葉です。
ライフスタイルイノベーション	個人の単なる意識や選択ではなく、製品・サービスの消費とそれに関連する生活時間、雇用、娯楽、社会的つながりなどを含めた生活様式を社会技術システムと一体的に転換することを目指すものです。国民一人一人が快適で利便性の高い脱炭素型のライフスタイルが選択できるよう、企業、行政、国民などによるライフスタイル転換を促す取り組みとの連携、協働する必要があります。
リターナブル	空き瓶などが返却され再利用が可能であることです。
レジリエント	「復元力、回復力、弾力」を指すレジリエンスという概念のもとに、災害発生時に「機能や性能への影響が小さい」「正常な状態まで回復する時間が短い」インフラ（＝レジリエントなインフラ）を目指す考え方が広がっています。
六ふっ化硫黄(SF ₆)	フッ素と硫黄からなる化合物で、絶縁性に優れた安定なガスです。温室効果ガスの一つで、マグネシウム合金の casting、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子などの製造、変圧器、開閉器および遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出に伴って排出されます。
ロードマップ	ある目標に向けての道筋や行程表のことです。

アルファベット順

COP (コップ)	Conference of the Parties の略で、条約を批准した国が集まる締約国会議のことを指します。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われています。
LED (エルイーディー)	発光ダイオード (Light Emitting Diode) の3つの頭文字の略で、電気を流すと発光する半導体の一種です。LEDは寿命が長い、消費電力が少ない、応答が速いなどの特徴を持っており、この特長を利用した照明がLED照明です。
NDC (エヌディーシー)	パリ協定で義務づけられた「国が決定する貢献 (NDC: Nationally Determined Contribution) のことで、すべての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年毎に提出・更新する必要があります。
NPO (エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。
PDCA (ピーディーシーイー)	Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検・評価)→Act(改善・処置)の4段階を繰り返すことによって、さまざまな業務を継続的に改善する手法です。
ZEB (ゼブ)	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略です。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB(75%以上100%未満削減)、③ZEB Ready(50%以上削減、再生可能エネルギー導入必要なし)と定義されており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、未評価技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものは④ZEB Orientedと定義されています。
ZEH (ゼッチ)	Net Zero Energy house (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略です。快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電などによりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味(ネット)で概ねゼロ以下となる住宅。①ZEH(正味で100%以上省エネルギー)、②Nearly ZEH(正味で75%以上100%未満省エネルギー)、③ZEH Oriented(正味で20%以上省エネルギー、再生可能エネルギー導入必要なし)と定義されています。

岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

令和6年1月

発行 岡垣町

所在地 〒811-4233 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号

TEL 093-282-1211

FAX 093-282-0277

町公式ホームページ <https://www.town.okagaki.lg.jp/>

問い合わせ 住民環境課環境政策係

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されたものである。